

二九三・六というふうに、これは一・九多の下落でございます。一月以降も引き締め基調の堅持に伴つて漸落を予想されるのであります。御承知のように消費が非常に堅調でございますので、生産活動はまだなかなか活発じゃないかというので、一応一・三月の水準は十一・十二月の線からいって約一・三多程度下がるというふうにわれわれ見ておりまして、これは数字で申し上げますと、当たるか当たらぬかわかりませんが、二八九という数字を一応事務的には一・三月の水準として出しておりまつてあります。その結果、結局見通しにありますように三十六年度は一九多アップ、こういう数字になつております。

○堀委員 実は私も、だいぶん前からこういう問題に取り組んでおりますが、日本の統計資料が非常におくれて出る。一月の鉱工業生産指数は、通産省では二十四日にならないとどうしても出ない、こういうことなんですね。実はこの間二月の十五日にすでにアメリカでは一月の鉱工業生産指数が発表になつて、おまけにその間における個人消費等はもう年率でちゃんと出でるわけなんですね。約十日間のズレがあるということで、最近はこういう経済の計量的な見方が非常に重要なだといふことがになっておるにかかわらず、あとから触れます在庫についてもそうありますが、日本の経済統計はきわめてずさんである上におそいというのでは、私はかえつてこういふものをたよると逆に間違いが大きくなるんじやないかという感じじすらするほどに、どうも各種統計がきわめて不十分だ。ですから、企画庁では今度在庫関係はしつ

かりやれといふ池田さんのお声がかりだそうですか、私は在庫だけにとどまらないんじやないかと思うんです。こう思われるであります。御承知のように消費が非常に堅調でございますので、生産活動はまだなかなか活発じゃないかというので、一応一・三月の水準は十一・十二月の線からいって約一・三多程度下がるというふうにわれわれ見ておりまして、これは数字で申し上げますと、当たるか当たらぬかわかりませんが、二八九という数字を一応事務的には一・三月の水準として出し

ておるわけあります。その結果、結

局見通しにありますように三十六年度は一九多アップ、こういう数字になつております。

○堀委員 私が手元に持つております。

○中野(正)政府委員 そうでござい

ます。そこで、今伺った中で、私の持つておる資料とちよつと違うのですが、今おつしやつたのは付加価値ウェートで

おつしやつておるわけですね。

○中野(正)政府委員 そうでござい

ます。

○堀委員 私が手元に持つております。

○中野(正)

○堀委員 では通産省の調査課長、一
つその点を……。何ヵ月分という格好でもけつ
てござりますが、私どもの方といたし
ましても、繊維及び鉄鋼が、対米貿易
の中で相当伸びがあると言われており
ますが、むしろ最近の傾向から申しま
すと、今までの対米貿易は、過去の景
気回復のときに伸びておりましたとき
には、何かチャンピオン商品というも
のがございました。今度はそういう傾
向はあまりはつきり出ていないんじや
ないか、こういう感じがむしろいたし
ております。

先ほど先生がおっしゃったことと関
係いたしますが、一月に入りまして、
アメリカの小売の売り上げを十二月か
ら比べますと、一ヶ月くらい落ちておる
ことは申しますが、最近の現地のいろい
ろな情報によりますと、むしろ一月は
落ちたと申しましても、これはことし
非常に天候が悪かった、寒かったらどう
点が非常に大きいんじゃないか。しか
し過去を見ますと、百八十七億ドルと
いう小売の売上高が商務省から発表に
なっておりますが、これは一月としては
は最高であると思ひます。そういう小
売売上げを中心としましたアメリカ
の消費需要というものがやはり伸びま
して、それについて日本の輸出商品が
全般的に伸びている、むしろ、こういう
感じが強いんじやないかと私は思つて
おります。

○堀委員 次に、一番問題になつて
おります在庫の問題をちょっとここで
伺つておきたいと思うのですが、これ
は企画庁の方では今一番問題になるの
は、やはり原綿、くず鉄、その次が鉄
鉱石という格好じやないかと思います

が、原綿のメーカー在庫は大体どのく
らいか、何ヵ月分という格好でもけつ
てござりますが、それからくず鉄のメーカー
在庫を、何ヵ月分というような格好
で、企画庁でも通産省でもどこでもい
いですが、政府側の見解を先に伺いた
い。

○中野(正)政府委員 今御指摘の点
は、今の経済の情勢を判断するのに、
確かに非常に重要なポイントになるわ
けですが、企画庁としてはちょっとそ
こまで分析がなかなかできませんの
で、実は昨年の四月から九月末までに
幾ら在庫の積み増しがあつたか、これ
は現在高でござりますけれども、計算
はやつたわけです。これはマクロ的に
もやりましたし、積み上げ的にもやつ
たのですが、これは御承知思います
が、上期中に一億八千万ドル程度、鉄
鋼原料、繊維原料等を中心として積み
増しがあつた。それからこれは十一十
二月に、これもよくわかりませんが、
繊維原料等には一部食いつぶしがあつ
たのではないかと思ひますが、総体と
しては二千万ドル程度の積み増しが
あつた。そこで、四月から十二月末まで
で約二億ドル前後の輸入原材料の積み
増しがあつた、こういうように推定を
いたしておりますわけですが、その
内訳等は、しかも何ヵ月分かといふこ
とになりますと、なかなか数字をつか
んでおりません。ただ、これは今通産
省の方で、三十七年度の外貨予算を今
から組むわけでござりますから、その
際には、少なくとも鉄鋼原料、繊維原
料等、大体主要十品目程度について
は、現在在庫が幾らあって、消費が幾
らで、適正在庫が幾らか、物によつて
は一ヵ月半とか二ヵ月とか、それぞれ

想定して数字を出す、それまでは通産
省の方でも原局の方で作業をしている
最中ではないかと思います。

○堀委員 作業の過程でございました
が、原綿のメーカー在庫は大体どのく
らいか、何ヵ月分ということは非常に問
題がありますが、われわれ専門家の意
見では四割程度じゃないか。これはス
ケラップであるとか、そういうような
ものは全部入つておりますので、そ
こには、どうもそこらが一番大きい
部分になるのではないかと思ひます。
中野さんは十一時でお帰りのようです
から、中野さんの分だけ先にやつて、
あとでその他にも触れていいかと思
うのですが、新聞にも発表されており
ますけれども、最近の状態で在庫総量
といいますか、それを企画庁では大体
どのくらいに――前期の二億ドルに関
連して聞きますが、どれくらいに見て
おりますか。

○中野(正)政府委員 これは輸入原材
料の総量の意味でござります。これが
また非常に推定がむずかしいわけなん
ですが、一応先ほど申し上げましたよ
うに、十二月末で輸入原材料、これは
のものではないかと思ひますが、総体と
しては二千五百万ドルといふ数字が、これは通産省の
統計で円で出ております。これをドル
に直しますと、一億五千三百万ドルと
六倍をかければ約四億ドルの在庫とい
うことになりますから、これが二・六
一・八になつていているのですから、二・
六倍をかけて約四億ドルの在庫とい
うことになるわけです。ところが、そ
のとき報告されたもののカバレージが
何ペーセントくらいになるかといふこ
とが非常に問題でありますと、八割な
いし八割五分のカバレージといふよう
にしまして、かりに八割とすれば輸入
原材料の在庫総量は約五億ドルにな
りますと、輸入織原材料の工場在庫指
数でござりますね。これを通産省で発表
しておりますが、季節修正前で原系列
で申しまして、工場在庫指數、これは
が、昭和三十年を一〇〇にして、工場
在庫指數が二六一・八ということに
なつております。しかばこのときの
輸入原材料だけござります。従つ
て木材、石油製品が入つておりません
が、昭和三十年を一〇〇にして、工場
在庫指數が二六一・八といふことに
なつております。かくして、これが基準年次の三十年の一
年率九%程度生産が落ちて、し

ぶつかれますと、約九千万ドルになる
わけです。そのカバレージが、在庫
率が今度幾らかということは非常に問
題がありますが、われわれ専門家の意
見では四割程度じゃないか。これはス
ケラップであるとか、そういうような
ものは全部入つておりますので、そ
れから流通在庫でございますが、これ
は御承知のように、なまゴムとか、繊
維原料とか、綿花等でござります。大
きな通産省は報告をとつております。
従つて、これが基準年次の三十年の一
年率九%程度生産が落ちて、し

かも輸入の方は先ほど言つたように為替ペースで四名、通関ペースで二名程度前年同期に比べて落ちるということになると、これは一億ドルくらいは食いつぶさないと勘定が合わないことになる。現在の輸入のL/Cの状況等から見ると、ある程度食いつぶしが行なわれていくのじやないかということで、一億ドル前後食いつぶしがあるのじやないか。もちろんこれは生産が一月、二月と少しずつたしかなかなか落ちないのじやないかといわれわれは心配をしておりまして、こうなると、大体輸入がわれわれの予定通りいくとすれば、食いつぶしはまだ一億ドル以上ということになるわけです。その結果、一億ドル前後が三十七年度へ繰り越されるということになるわけであります。これは主として四一六月期を中心にして食いつぶしが行なわれるだろう。しかし幾分かはまだ七一九に残つていくのではないか。それはそのときの経済情勢にもよると思いますが、生産が一たん落ちて、やや上がりきみになるという程度の情勢、それからそのときにおいてなおまだ輸出の基調が十分受けられるということになりますれば、そのときに、たとえば国際的に物価が非常に先高である、あるいは先行き金融がうんとゆるんで情勢が変わってくるといふような見通しがなければ、企業家が積極的に輸入原材料について在庫積み増しを余分にやるというようなことを今想像することも、ちょっといかがかといふことに考えて、そういう生産、金融、物価の動向等を見ながら措置していくかなければいかぬが、大体今引き締めを続けていけばそういうようなこ

となるのじやないかということを申しておるわけであります。

○堀委員 要するに、結論は一月、二月と少しずつたしかなかなか落ちないのじやないかといわれわれは、今委員会でちょっとと私から申し上げる自信もありませんし、もう少し研究させていただきたいと思ひます。

○灘野説明員 私からお答え申し上げますが、十二月末の素原材料の輸入の消費指數は二六九・〇でございます。これはなまの数字でございます。それで、これから出しました在庫率が九七・三になつております。同じく製品の原材料輸入分でございますが、この消費指數は三五四・七でございま

す。在庫の指數が一六七・一となつております。在庫率指数はここに計算し合いましたが、もし御必要ならば計算いたします。

○堀委員 あとでけつこうですが、お願いします。

大体三十二年の場合と三十六年の場合を見まして、三十一年の場合は、いろいろな指數を見ると、一つぱっと底が入つて上がっているという非常にはっきりした姿が出ておりますが、今は上がつたり下がつたり、きわめて

たボトムはどこかということとはちょっとある、こう申していいのじやないかと思います。ちょっとと今こまかい計算をして見ておまりせんけれども、たゞ一つ企画庁でお答えができるお答えを申すし、これは一月、二月と少しずつたしかなかなか落ちないのじやないかといつごろ輸入原料の底をつくかといわれます、今委員会でちょっとと私から申し上げる自信もありませんし、もう少しこうしておるわけでございます。

○中野(正)政府委員 これはいろいろな統計を作りまして、われわれの方は計算はしておるわけでございますが、三十六年の十二月の非農業在庫率指數、それから原材料在庫率指數、生産者製品在庫率指數は、十二月はわかつておりますね。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっとと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれませんから、あとで追及はいたしませんけれども、ちょっととこれについて日銀の方に一べきつてみてみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指數などは急激に変わってきておる

○高木参考人 これは先行きの判断になりますけれども、やはり今の状況から参りまして、ことにそういう輸入原材にしづて見ました場合には、やはり四一六月の末あたり、この辺に一

次加わりつつある、私どもこういうふうに判断いたしております。

○堀委員 そうすると、その調子でいりますか。

○高木参考人 これは先行きの判断になりますけれども、やはり今の状況から参りまして、ことにそういう輸入原材にしづて見ました場合には、やはり四一六月の末あたり、この辺に一

点からいきますと一貫して今下がりつたボトムはどこかということとはちょっとある、こう申していいのじやないかと思います。ちょっとと今こまかい計算をして、この統計の対象になつておる企画の在庫という点から参りますと、私ども大きづばにいって大体五億ドルくらいじやなかろうか。ごくラフなところまで大体そういうふうに見ておりますが、在庫に対するこの引き締めの影響は逐年少しほりつたる、私どもこういうふうに判断いたしております。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっととこれについて日銀の方に一べきつてみてみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指數などは急激に変わってきておる

○堀委員 まあとでけつこうですが、お

大体三十二年の場合と三十六年の場合を見まして、三十一年の場合は、いろいろな指數を見ると、一つぱっと底が入つて上がっているという非常にはっきりした姿が出ておりますが、今は上がつたり下がつたり、きわめて

○高木参考人 私からお答えいたしましたが、今の在庫を中心といたしまして、ことに輸入原材料在庫の動きから見ておりますと、昨年の秋金融引き締めを始めまして以後、やはり在庫率の

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫總量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいといふことであります。日銀の方では大体どのよう

点からいきますと一貫して今下がりつたボトムはどこかということとはちょっとある、こう申していいのじやないかと思います。ちょっとと今こまかい計算をして、この統計の対象になつておる企画の在庫という点から参りますと、私ども大きづばにいって大体五億ドルくらいじやなかろうか。ごくラフなところまで大ざっぱな推計をしておるすぎませんけれども、たとえば通産省でお集めになっておる在庫統計から今まで大ざっぱな推計をしておるすぎませんけれども、たとえば平均して大体二ヵ月くらいの在庫を持っておるといったしますと、現在輸入が一億五千万ドルくらいとすれば倍の五億ドルくらいの在庫指数からいって大体指數の一ボイントをどのくらいに見るかという計算も出て参ります。でありますから、

○高木参考人 これは先行きの判断になりますけれども、やはり今の状況から参りまして、ことにそういう輸入原材にしづて見ました場合には、やはり四一六月の末あたり、この辺に一

○堀委員 まあとでけつこうですが、お

大体三十二年の場合と三十六年の場合を見まして、三十一年の場合は、いろいろな指數を見ると、一つぱっと底が入つて上がっているという非常にはっきりした姿が出ておりますが、今は上がつたり下がつたり、きわめて

○高木参考人 私からお答えいたしましたが、今の在庫を中心といたしまして、ことに輸入原材料在庫の動きから見ておりますと、昨年の秋金融引き締めを始めまして以後、やはり在庫率の

○堀委員 さつき企画庁でお答えになつました在庫總量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいといふことであります。日銀の方では大体どのよう

政府の側のお考えよりは少しどうもボトムが前へくるのじゃないかという感じで、あまりこまかくおっしゃっておりませんが、承った感じでは、もう少しボトムが前へくる、そこで輸入が今のがつてくるのじやないかという感じのように受け取れるようなお話をございましたが、事務当局の側としてはそこらはどういうふうに判断しておられますか。

○高木参考人 お答えいたします。まず昨年中の積み増し在庫から申し上げて、順序に今の御質問にお答えいたしたいと思います。これは大体において計算の非常にむずかしいものでございますが、先ほど中野調整局長から約二億ドルくらいと見ておるというお話をありましたが、私ども大づかみにいたしましてこのくらいの在庫の積み増しがあったのじやなからうか、そういうふうに考えております。ただそれが年明け後にどんなテンポで食いつぶされしていくだろうかという点から参りますと、あるいは先ほど局長のお話を伺つておりますましたが、少し私どもと感触が違うかとも思います。と申し上げますのは、それはこまかい計算方法がどうとかいう話は抜きにいたしまして、どうも今後の生産がどういうような形で推移していくであらうか。こうなりますと、現に最近の景気の動きを見ておりましても、御承知のようにやや中だるみ感、勢分楽観ブームというものが出てきておるというようなことで、や景気も足踏み状態になつております。こういうような最近の雰囲気から参りましても、どうも生産は政府の見通しの通りには落ちていかないのでは

なかろうか。もう少し落ち方が鈍いのではなかろうか。一月の状況はよくわかりませんけれども、どうも私どもの感触では一月の生産はあるいは案外伸びたのではないかろうか。これはいずれ一両日中に統計が発表になると思いますが、もし間違いでしたら訂正いたしますけれども、案外一月は十二月に比べてもそう生産は落ちなかつたのでなかろうか。二月三月は今の状況からいって何がしかの生産は落ちていくと思いますけれども、落ちるテンポがどうも先ほどのお話より少しゆるいのではないかろうか、ということは、逆に今の輸入原材料の点にしほって申し上げますと、原材料の消費水準は予想より高い、原材料の消費量は予想より高い、そういうりますと、一―三月の原材料の在庫の食いつぶしはあるいは予想される一億ドルよりかなり上回るのではないかろうか、そうすると、四一六月にも何がしかの積み増し在庫のものが残ると私ども見ておりますが、その金額は先ほどお話をありました、なお一億ドル残るとおっしゃる金額よりはかなり少ないのではないかろうか。そうすると、これは四一六月の間には食いつぶされてしまう。そのときの生産水準、従つて、原材料の消費水準がそれほど落ちなければ当用買いにしろ、そのしりとしてはやはり輸入はふえてくるのではないかろうか。しかしその景気調整策をお堅持していくといふことは政府もそういうお考えのようでございますが、私どももそれが必要だと思っております、その前提で参りますと、まだ四一六月の間に在庫率の回復とか、在庫の補充とかいうものは大きく起きるとは思われません。な

せなら四一六月における生産状況もあ
るいは政府の見通しよりはテンポが鈍
いかもしませんが、なお四一五月あ
たりは私は生産が落ちるのでなかろ
うか、こう思っておりますので若干の
ランニング・ストックの食いつぶしも
その間に行なわれるかもしません。
それにいたしましても一三月に相当
の在庫を食いつぶしておりますから、
四一六月に食いつぶせる在庫の余裕は
もう幾らもないということから、やは
り輸入はふえてくるのではないかろう
か、こういうふうに見ております。

に全体の総合指数を見ますと、今の形では確かに十一月に下がっておりますが、個々に内容別に見ますと、比較的大手の企業に属しておるもののは生産は、内容の付加価値ウエートで見ても、まだかなりどんどん伸びつつあるというよう、こまかい内容の鉱工業生産指數で見ても感ぜられるわけであります。これは後段で触れます設備投資に、私はやはり大きな関連を持っておる、こう思うわけでありますけれども、一体政府は、鉱工業生産が当分の間九多で下がるのを期待しておるということであります、この一・二・三月に、今、日銀の方で少し違うのじゃないかという感触でお話になりましたけれども、何多くらいの下降率というふうにお感じになっているか。詳しくはわからないでしようが……。

いかぬと思つておりますが、今の状況からいきまして、どうもすなおに生産が下がるよりも思えないということだけを申し上げておきます。

○堀委員 これは、これから予算委員会でも触れたいと思っておりますが、過去の経済見通しの分析を少しこまかくいたしてみますと、経済見通しが比較的それに近い数字で、見通しと実績に差がなかったのは、昭和三十三年が一番誤差が少なくて、その他は著しくその見通しと実績の間には差がある。その中でやはり代表的なものは、設備投資の見通しが非常に差がある。もちろん在庫につきましては、これは非常に困難なことでありますから、これを見通せというのは、少し私も無理があるかと思うのですが、設備投資の見通しというものは、私はもう少し的確な見通しが立ってもいいのではないかという感じがしております。なぜかというと、最近の設備投資の動向というものは、だんだんと原価資本係數が上がってきて、相當に経過が長くなつておるわけでありますから、少なくとも来年度にすれば、予定どおりに土台等を土台にして見るならば、かなりの部分といふものは、私はすでに土台としてあるのじゃないか。その上に記述される部分があるわけですから、もう少し的確であつてもいいと思うのであります。が、個々に見て参りますと、設備投資については、当初見通しと著しい差がありまして、一番大きいのは、三十四年が当初に対して六〇%増、その次は三十五年で五三%増、こうなると、見通しなどというものは、私はなかなかなると思うのです。この過去のいろいろなトレンドをこういうふうにして

見てきますと、私はやはりことしのこの経済見通しは、この部分で少し変わってくるのじゃないかと思う。第一、設備投資の問題につきましては、実績見込みでは、三十六年が三兆七千五百億円、こういうことになっております。どうもこれは将来のことですが、少なくとも三兆八千億を少し上回るのではないかという感じが私はいたしました。企画庁はそれですが、日銀の方は昭和三十六年の実績見込み——これは政府が出しているからということはあります、が、日銀の立場では、これをどのくらいにごらんになっているでしょうか。

するところの設備投資というものは、私はやはり相当今後の鉱工業生産に關係があり、在庫に關係が出てくるのじやないかと思う。この点では実績目込み三兆七千五百億円はやや過小に過ぎる、少なくとも三兆八千億円を上回って、高いところで九千億円との間くらいのところに三十六年の実績見込みが落ちつくのじやないか。といふことは、やはりこの見通しを立てられたものが、さつきの鉱工業生産一一三月の関係でこれを見ておられると思うから、これが三兆九千億になるならば、当然一―三月の鉱工業生産はかなり高くなるのじやないか、私はこういうふうな感じがいたすわけです。ですから、結局この経済見通し全体の問題については、これはまた来年の今ごろもう一べんやりますけれども、私はこれには相当狂いがあると思う。そうすると、狂いのあるものの見通しの効用という点が、逆説的ではありますが、相当問題があるのじやないか。こういう格好になりますと、何とか全体を縮めて、なるだけ内輪に指數を出す。もしこれを高い指數を出せば、安心感でまたみな走る。内輪に内輸に出して、いろいろな係数のバランスをとる。これが国の予算に關係をしてきて、悪循環のスタートは、私はここから始まっているという感じがしてなりません。しかし、ここは予算委員会ではありませんから、その問題はそこまでにします。

ておりますのは、過去においてはないのです。一番近い三十三年で見ましても、ほんと横ばいというところで、少し上がっているというふうに思うわけですね。
○中野(正)政府委員 ただいま御指摘がありましたように、三十七年度の設備投資は一体どの辺でおさまるのか、またどの辺でおさめるべきかという政策的なことも加味して数字を作るわけですが、ざいます。当初われわれが昨年の十一月くらいに見通したときは、ことは相当金融で締めていても三兆七千五百億というものは、相当押えつけた数字で、御承知のようにこれは大蔵省、日銀が中心になって金融ベースで相当削減をされる、それから通産省が当初一兆八千億くらいの通産省所管のものであったものを、一兆六千億にして、さらにこれを削減するという昨年の十一月、十二月くらいの情勢を見れば、だんだん十一・一二月くらいをピクにして、設備投資もおさまってくるのじゃないかということで、三兆七千五百億やって、これはわれわれも抑えみんな数字として出しております。それで実は三十七年度についても、われわれが事務的にいろいろと通産省あたりの話を聞いてやつてみると、自由化を控えて相当各企業というものは投資意欲が旺盛なわけでありまして、それからまた電力等の基幹部分について他いろいろな分野では相当計画を練り延ばしております。しかし、いろいろ積み上げてみると、なかなか三兆七千五百億を下回るということはむずかしいのじゃないかという計算が出て

参るわけでござります。しかし、かりに設備投資を押えないということになると、国際收支が下期均衡といういわゆる至上命令といいますか、そういう目的が達せられないという壁にぶつかった結果、これは、まだ通産省の方であります。現在各社からそういう三十七年度の経済情勢を十分説いた上で、設備投資によるところは最も慎重に、できるだけ削減できるものは削減し、ほんとうに由化等に備えて、今後国際競争力をつけるという意味で、最小限度にとどめるよう指揮をしておられまして、まだ現数字は出ておりません。従つて、三兆六千九百億の内訳を示せと言われますと、今内訳を作るにそれより大きなものになつてくるわけで、どうしても通産省を初め関係省で、そういう意味合いで全般の経済政策とらみ合わせて削減なり、繰り延べを指導していただいているふうに協力していただくという前提で、この三兆九千五百億という数字ができ上がっておるわけです。

多いのですから、それでまた壁にぶつかったということもございますが、そういうふうな見通しでなくて、政策を前提とした努力目標の結果として出てきた数字だというふうに御了解願いたいと思います。

○堀委員 日銀の方にお伺いしますが、これは何も来年ということではなくて、今後の設備投資という問題についての基本的な問題について伺いたいと思います。経済白書では限界資本係数の上昇が当面設備投資の増勢に拍車をかけている。さらに資本財関連部門における資本蓄積が低いというようなことが背景となって、投資が投資を呼ぶという格好になつたのだと述べております。私も過般の委員会で、いろいろな企画庁の中の指教を拝見しますと、なるほど投資が投資を呼んでいるという部分は確かに理解をされる部分がござります。投資が投資を呼んでおるということは、逆に今度は設備投資が急激に下がつてくるときには、異常な状態が起つることを裏に内蔵しておる、そういうふうに判断をするわけですが、それ以外に日銀として現在の設備投資がこのように盛んに行なわれておる原因を何かお考えになっておると思いますが、ちょっとお答えをいただきたい。

○高木参考人 所見を申し上げますと、現在企業の設備投資意欲がこれだけ強い背景は、もちろんいろいろあると思いますが、第一には、業界内のシェア確保の競争というものが非常に激しいようでございます。従つて、設備投資の中には、その面での重複的な投資もけつこうあるのではないか。反面自由化を控えておりますから、これに応ず

るところの自由化対策としての合理化投資、近代化投資、これも相当多い。いろいろなファクターがその間に入つておると思うわけです。よく言われるのですが、どうも自由化を控えて合理化しなければならぬときに、金融を引き締めるのは何だという難を受けますけれども、しかし今の何兆円という設備投資が全部合理化投資ではなくて、その中には先ほど指摘したものもございます。今のが引き締めが、自由化に備えるところの合理化をおくらせることどうかという問題については、私はむしろ疑問を持っておりまして、それは企業の判断でござります。このワク内においても十分近代化投資は進められておるものだ、こういうふうに判断しております。要するに幾つもの要素があげられるのじやないか、こういふふうに思っております。

○堀委員 その幾つもの要素を個別に

おつしやつていただきたい。

○高木参考人 何といいましても第一には業界の中の競争が激しくて、シェア確保のための投資競争というものが無視できないと思います。それから自由化対策としての近代化、合理化投資というものが第二の項目にあげられるのではないかと思ひます。第三には、技術革新の時代でございますから、自由化対策という面を離れまして、そういう面での技術革新に伴うところの設備投資、そういうようなものが必要は保証されておる。本来的には企業自体が設備投資をやるについて

は、企業自体としてリスクを覚悟しなければならないわけですが、そのリスクに対する不安感というものは、少ないとと思つております。安心だという一つの安心感がある。一つはド拉斯ティックな低金利政策といふものが一本の柱として立つておるわ

うものが一本の柱として立つておるわ

のじやないか。

もう一つ、その中で最近の建築単価の値上がりといいますか、物価高の方

に向が、やはり少しでも早く設備投資を増進しておるのじやないか。これは

おるものであつたにしても、今の池田さんの政策の一つの面がやはり設備投資を急増させておる大きな原因だ、こ

の問題は、これは結果として出てきております。ただそれが政府の政策云々

かどうかということになりますと、

ちょっと私どももいたしかねますし、お答えできる問題じやないと思ひます。低金利の問題は確かに昨年の

一二三月あたりのああいうボンド・オーブンなどが非常に激しく伸びたと

いうようなことも関連して、それがやはり昨年の上期の設備投資を促進した影響といふものはやはり皆無とはいえないなかつたと思つております。

○堀委員 そこで、今の低金利の問題なんですが、私どもは諸般の情勢から判断をして、この間も總裁がお見えになつて公社債のオペレーション問題を

いたがつてやりました。結局こういふ問題のずっと詰まつていて、この間も總裁がお見えになつて公社債流通ができるかで、大体現在の日本の石油精製あるいは化学織維あるいは自動車工業等につれて、非常に不安がしてなりません。そこ

で、大手銀行が直接そういう産業にタッ

チすべき問題でもございませんので何うわけでござります。さて、それではどうするかということは、これはどう

うと、その点は確かに私どもとしても何となく割り切れないものを持つておるわけでござります。さて、それではどうするかということは、これはどう

うと、その点は確かに私どもとしても何となく割り切れないものを持つておるわけでござります。さて、それではどうするか

ますけれども、率直に私の感じを申し上げますと、どうも現状のような企業の分散した状態で、それが個々に自分

の設備をだんだんふくらましていくと

いうようなもので、似たり寄つたりのものが幾つもふえていくという形が、

歐米の自動車工業と比べて一体これで

国際競争上いかどうかといふような

ものが幾つもふえていくという形が、

これが確かに受けられるわけでございま

す。ただ、具体的に自動車工業をどう

静をするかと思つていたのです。おそ

らく一昨年あたりは昨年の設備投資を

前年比一割増しくらい政府として見て

おられたのではないかと思ひます。そ

れが今お話をのように三割以上といふ

うになつてますには、そういう影響

は確かにあつたと思ひます。それから

安心だという一つの安心感がある。一

つはド拉斯ティックな低金利政策とい

うものが一本の柱として立つておるわ

うものが一本の柱として立つておるわ

のじやないか。

もう一つ、その中で最近の建築単価

の値上がりといいますか、物価高の方

の値上がり

い、こういう問題になつておるわけ
で、その点からやはり合理化といふ
ことに名をかりて、実はシェアの拡大と
いうことが行なわれつあるような気
がしてなりません。政府では、今度は
少し独禁法をゆるくしてこれを集中し
ようというようなことを言われておる
ようであります。私はやはりそういう
問題の前に、日本なりに何かの方法
がほかにあるのではないかといふ感じ
がしますけれども、そこで供給力過剰
の問題が私はこの次に出てくると思
う。そこで、今のところは限界資本係
数がだんだん上がっていきましたか
ら、今のところは私はまあまあ投資が
投資を好ぶ格好で何とか自転車操業は
成り立つておると思いますが、一休限
界資本係数が上がりつあるものが
ピークになつて今度下がる。ここは一
体どこにあるか。これは企画庁が無
理ならば大蔵省でもいいし、これだけ
経済関係の専門家がおそろいですか
ら、政府側は一体どういうふうに考え
られておるか。

されで設備投資が今の需要を生むといふ
ような形で今経済を拡大しておるわけ
であります。ですが、こういう形をいつまで
も続けていけば、確かに御指摘のよう
に供給と需要との間にアンバランスが
出てくる。従つて、この前の三十二、
三年のときにありましたように、やは
り設備投資が足踏みをして、その間に
消費の方が伸びるということを一回繰
り返した上でまた正常な形に返つてい
く。その間に相当な混乱があるかどうか
か、ということは、そのときの政府の政
策なりあるいはこれに対応する経済界
の努力なり、態度によってきまつてい
くのではないか。われわれの見通しだけ
と、三十七年度につきましては、かりに
に数字的に簡単に申しましても、五・
四%程度の国民総生産の伸びといふこと
になりますと、総支出で約九千億し
かふえない。これは参院の木村先生が
おっしゃるように、かりに三十五年度
の三兆円の設備投資があつて、産出係
数が〇・六として一兆八千億から二兆
円近くの生産力の増大、それだけの需
要をまかなつてもいいじやないかとい
うことになりますと、非常に需要が足
りないのじやないか、こういうこともあります。
あるわけであります。しかし現在の一
番大事な問題は、やはり下期に国際收
支を均衡させるということでございま
すので、企画庁としても総生産の伸び
はできるだけ押える。それにはやはり
設備投資をストレー・ダウンさせて、そ
の間に消費は順調に伸ばしていく。こ
の消費も、最近のようになまり旺盛過
ぎますと、いろいろの面でまた問題が
起つてきて、特に消費者物価、これ
はこの問題ばかりではございません
が、消費者物価が高騰を続けるといふ

ことで、今物価問題にわれわれ真剣に取り組んでおるところでござりますが、そういうことからいいますれば、来年度はこれを鉱工業生産に引き直してみますと、やはりどうしても操業率は落ちて、企業としては相当苦しい。しかしそれだけに輸出圧力はここにかかるってきて、国際的な環境をよくするような努力をして、輸出方面にそれをはかしていきたい。それ以外に手はないのじゃないかということを皆さんにわかつていただけるように、われわれとしては努力をしているつもりであります。

やつて、火を消すわけにはいかないよ。ということは、私は、裏側に問題として出てくるのじゃないか、そう思いますから、そこで限界資本係数が相当急速に下がってくるところが、将来の予測をしてなければならない。その限界資本係数が下がってくる予測のところを、ポイントにして、逆に設備投資をコントロールしていかなければ、今これからだけものを見ていくば、一休牛へいったらどういうことが起こるのか。企画庁でお出しになつておる資料でも、投資が投資を呼んでおる状態でもしダウーンがきたら、ここで著しくアンバランスが起こるということをあなた方ちゃんと出しておるわけです。これについては相當いろいろな危険が起る、ことに企業採算の面を含めていろいろな形の無理が集約的に出てくる時期があるということを、日銀の方でもおっしゃつておるわけです。では大体こちらで限界資本係数が下がり始めるという見通しもなしに、日銀としては設備投資のコントロールをされるのか、企画庁はそういう見通しを立てられるのか。なければ、私はきわめて無責任なコントロールの仕方になると思うのですが、この点について日銀の方はいかがでしようか。

バランスがとれてきた、御指摘のよろこびでござりまする、それから、今のところ限界資本係数は非常に上がってきておりますけれども、どうも、これがどつかで設備が完成して稼働すれば非常な供給力がそこでブリッジされしていく、こういう懸念は私どもも持っております。それがいつころかありますけれども、どうも今の状況からいければ、これが一歩スされてくるといよいよは来年あたりからはじわじわとそういう生産能力の増加傾向が加わってくるのじゃないか、こう見ておるわけでござります。そのときにどうするかという問題があるわけでございますが、ただ私の感触としましては、とかく日本経済については供給超過に対する懸念が從来強かつたようですが、逆にどうぞあります。実際の経済は、逆にどちらかというと需要超過になりがちの状況で今日まできたわけでござります。何分日本の現状としては、たゞ社会資本の蓄積が非常に不足している、今後経済の基調がここで大きく転換されるかどうかという問題もござりますが、何分日本の現状としては、たゞいろいろな面で、たとえば公共投資面ではもっとやつていただきなければならぬ面がたくさんあるというようなギャップがございますので、やはり今後そういう公共投資の面とか、消費面でもおそらく長い目で見ていけば、趨勢としてはだんだん上がってくる、そういう形で需要構造が少しずつ変わりながらその間のバランスがとられていって、一挙に大きな過剰生産の経済がくるというようなことは、政策がはなはだまずければ別でございますが、何とかそういうものを回避しながら経済を伸ばしていくという道は、やはりある

のじやなかろうか。これは企画庁の方の仕事かもしれません、一がいに過剰生産不安というものにおびえているわけでもないわけでございますが、たゞ、今のお話のように、こういう高い限界資本係数がいつまでも続くことはない、下がってきたときに、やはり一つの問題が出てくるという問題意識は私どもは持つております。

○堀委員 次に問題を金融の方に戻して参りたいと思いますが、今の問題は非常に重要で、局長が今おっしゃったよりは、そういう現象が現われてきたときには、加速度的に各種の要件が集中をしてくるのではないか、これは皆さんの方でも、かなりそれについては、集中をした場合のいろいろな角度での問題の検討をしておられることも私は拝見をしておるわけですが、私は全くもつともだと思う。企業採算の面からも、いろいろな面からそれは集中的に出てくるということは、今おっしゃるようになだらかに出てくるのならば、これは政策的に対応の仕方もあるうかと思いますが、大体投資が投資を呼んでおるということは、主として投資財、生産財のあれであって、消費財がふえておるわけではないのですから、それをいきなり吸収しようと申しますても、それは公共投資で吸収のできる性格のものではないわけであります。ですから、そういう点ではわれわれは供給過剰という重大な危機の前に立たされてしまうという危機に対すする認識、所得倍増計画などというたんなる大きな曲がりかどを曲がらなければならぬときが早晩くるだろう。その点

について木村さんも触れておられますが、こまかい分析をした中でも、私たちはもつと政府はこの点についての見通しを明らかにして、企業に対しても設備投資への関心をもう少し喚起してコントロールすべきではないか。そこを触れずにいて、ともかく所得倍増という広いたんたる道ばかり申し述べたのでは、これは大きな問題が生ずるだろう、私はこういうふうに感ずるわけです。そこで、最終的に金融関係でちょっと伺っておきたいと思うのですけれども、大体日本銀行といふものが今やつておられるやり方は窓口で資金量を縮めて、そこで引き締め政策の堅持ということが先ほどからも盛んに言われておるわけです。最終的に、今日日本の中で鉱工業生産指数をコントロールし得るのは、切り札としては何かといえば、これは金融を締めること以外はないのだ、こういうことになると云つておるわけですね。この金融の縮め方も、金利操作ではもう縮められない。窓口で量的に締めるのが精一ぱいだ、こういうのが事実だと私は思いますが、しかし、日本の金融構造全体を見ますと、そういうことがきわめて困難な現状になつておる。諸外国の金融構造と違って、日本の特殊的な金融構造といふのは、そういうことをきわめて困難ならしめる構造になつておるのにかかわらず、一番困難な方法でやれということが今要求されておるのじやないか。そこで一體日銀としては、まあやつておいでになるでしようけれども、もう少し何かほかの方法も考慮があつていいんじやないかと思いまます、が、今の金融構造に関連しての金融政策についての効果について、お考

○高木参考人 お答えいたします。
御指摘の問題は非常に大きな問題でございまして、あるいは縦裁が伺いましたときに縦裁から御答弁申し上げたところはいろいろな問題を含んでおる方がよかつたかと思いますが、従つて一事務家としての所見を申し上げますと、確かに日本の金融構造の現状というものはいろいろな問題を含んでおると思います。少々言えども、戦後これだけ急速なテンポで復興し、そのあと引き続いてこれだけの経済の成長をしてきている、それに応ずるところの通貨の供給をするにいたしましては、あるいは今の形が割合に迅速に通貨を供給するには役立ったかと思いますが、その反面、いわゆるオーバー・ローンとか、企業の立場からいえばオーバー・ボローイングというような形が出てくる。それから金融機関の段階でいえば、これが歐米の例でいえばおのずからその支払い準備観念というものが生まれ、これから金融機関の運営もあって、銀行経営、金融機関の運営も預金準備に対してどのくらいの信用規制をすれば、この辺で経営上あぶないからチエックすべきだと、おのずから金融機関自身の中に自律的な運営規則があるわけであります。今のようなオーバー・ローンの状態では、支払い準備といふような観念も制度的にはできておりますけれども、そこでどうしても締めなければというほど強い觀念を、金融機関の經營者が今歐米流の準備観念を持つておるわけでもないといふ点からいいますと、通貨としては出しい態勢かもせんけれども、ある程度の節度を保たしめるという点からいいますと、確かに御指摘のよう思ひます。

今この金融構造については問題をはらんでおると思います。ただ、今までいろいろ問題につきまして、いわゆる金融正常化という言葉で繰り返して私どもも言い、世間でも問題にしてきたにかかわらず、それがまだあまり進んでいないということは、いかにも日本の経済の成長が今まで早くて、この成長過程において金融構造の改革というようなものに手をつける適当なチャンスはないことをかみ得なかつたということではなあいかと思います。当面こういう景気の調整政策が進められ、経済も次第に落ちていくいくと思いますが、そろそろ今後の落ちついた経済の段階においてこの金融の構造をどうするか、あるいはその金利機能の活用ということをもっとと真剣に考えるとか、いろいろな問題があるんじやないか、これは私どもも自体の問題でもございますので、こういう問題をこの次の機会には真剣に取り上げるべきだ、こういう考え方を深く持つておるわけであります。現状におきましては、何分オーバー・ボーリングの状態でござりますので、金利がそのまま歐米流に倣かないと、うのは御指摘の通りだと思います。従つて公定歩合を上げましても、それだけで今度は自律的に資金の需要が抑えられるというわけには参りませんので、反而窓口規制をどうしても併用するわけですが、長い目で見ればこういう形が常態としていいとは考えておりませぬ。機会を見て正常化はぜひ進めていかなければいかぬのじやないか、こういうふうに考えておるわけであります。

○堀委員 経済の成長が非常に早いので、実際に手をつけることができないとおっしゃるところは、私ども全くその通りだと思うのですが、そうすると所得倍増計画があのままの形であると、今後十年間は金融正常化は手がつけられないのじやないか。裏返して言いますと、成長はなかなかスロー・ダウンしないのだ、現実にはするでしょう、しかし政府の考えはしないのだと、いうことになりますと、今の通貨供給の状態を大幅に変更することはとてもできないということになれば、このオーバー・ローン、オーバー・ボローリングはますますひどくなつていかざるを得ない客観的な情勢に置かれていく先はどうなるかという点ですね。これはこの間から非常に問題になっておりますけれども、公社債流通市場の問題といふことも、やはり金融正常化を離れてはあり得ないのであって、大蔵省の方では、政策的にいろいろと、率直に言うと少しあせっておられる感じがいたしますが、私は本体を離れて末梢にいろいろのことが行なわれても、率直に言つてこれはだめだ、そういう感じがないかと思いますが、その点はどうですか。

る、こういう形でこそ、それから金融政策というものは何も万能なものでも何でもございませんので、そういう金利の自動調節機能においてこれを改造していくのが、金融政策の本来の役割であります。そうすれば政策も非常にスマートにいく、経済の行き過ぎあるいは停滞というものも、そういう面からチエックしていくというふうで、望ましい形、るべき形はやはり金利の自動調節機能復活を中心にして、金融のもろもろの面が正常化していく、こういうことが一番望ましいんじやないか、私どもいつもそれを考えておるわけでございますが、現実との間のギャップをどういう形で具体的に埋めていくかということに非常に悩んでおるわけでございます。御指摘の、たとえば社債市場の問題その他につきましても、これが実際に流通という以上は自由に売買されるようなことを前提として考えませんと、一方的にただ買えばいいんだということではこれは流通じゃございません。正常化の姿としては、自然にある値段で右から左へも、左から右へもそれが引き取られていくんだ、こういう形を前提にしてものを運んでいくことが当然だと考えております。

れているわけですね。これは大月さんの方に伺いますが、自肅レートというのはどこがつけるのですか、大蔵省の方にイニシアチブがあるのか日銀の方にイニシアチブがあるのか、大月さんどうですか。

○大月政府委員 これは民間の金融機関の申し合わせでござります。

○堀委員 日銀に伺いますが、民間の金融機関が、現実にはレートを上回る処理をしなければならない。ここはま

さに自由市場でありますから、それをしなければならない。そこで、自薦申

し合わせということを自分たちが守らないでおりながら、なぜそれをするのかといふことをちょっと伺ひた。

○高木参考人 お答えいたします。そ
の点私直接そういう問題にタッチして

おりませんので、全くの私見で申し上げる以外ないと 思いますが、自由レートなんだからどんなレートが出ても、

そのときの需給関係などで当然じやないかというふうなお話も、私当然だと

思います。思いますが、結局コールといふものは、ある金融機関のくろうと同士の相場なんで、あんまりとつぴな

ものが出て、いかにも金融機関は不当なことをやっているというような非難

を受けるのもなんだし、要するに限界レートでござりますので、出ますのは、これはお互ハ金融幾関のくろうと

同士だから自粛していく、こういう程度に解釈すべきものじゃないか。私

○堀委員　この間からコール問題で次官はお答えになつておるのでですが、片一方に自肃レートがあるから、何とか個人としてはそう思つておりますが、あるいはそういうことでないかもしません。

コールは自肃レートの中でやらせなければいかぬのだということを理財局長の方で答弁をして、次官も、そういうことなのだからというお話をなんですが、私はどうもこの自肃レートといふものは、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るというのですか、ともかく看板だけ上げてあるけれども、現実には自分たちに都合のいいときだけ自肃レートを使う。都合のいい、悪いという表現がいいかどうかわかりませんが、実際はあってなきがごときであります。私は、金融正常化というなら金利の自由化ということなんだ、金利の自由化といふことなら、一番自由に動いておるところを一べん自由化してみたらどうのか、こんな自肃レートはやめたらどうか、こう思いますが、大月さんどうですか。

る。そうしますと、翌日ものとの他
の条件のものとに非常にアンバランス
ができまして、どういう不自然な現象が
できただと、いうのが一つでござります。
それから第二の問題といいたしまし
ては、昭和三十二年、その前三十二年

年、三十年、そのころまではインフレなき拡大というようなことで、金融も

比較的平穏でございまして、コールのレートも落ちついておったような時代でございます。先ほどの調整局長のお

話のように、次第に自由化でもできるということならば、まず手をつけるの

ならば、金利のうちで最も自由であるべきコールで一ぺん自由にしてみようじゃないかという、実験的な気持も

ざいまして、やや前向きの姿勢ということで、その告示を廃止いたしまして

自由にいたしたわけでござります。ところがその後三十二年に、御存じのように再び金融が逼迫するというような

ことで、自由な金利が當時で最高六錢八厘というような金利が出たわけで、

ざいます。これがやはり当時の金融界の問題にもなりましたし、国会でもおかしいじやないか、幾ら金利が自由で

あるといつても、六錢八厘というよう
なべらぼうな金利はない、実害から由

しましても、やはり社債市場その他にも影響があるというような実害もございましたので、政府の方でも、やはり完

全自由というのはおかしい。これは早過ぎたんだ、こういうことで行政指導

をやりますし、日本銀行の方でも、これはあまり極端だというようなお話をございまして、それじゃ一つ自薦してもらおうじゃないかということで、六錢八厘から、多分三十二年の九月ごろだったと思いますが、三錢五厘とい

自販レートを民間の方でもきめていた
だいたと、いうきさつがあるわけですが、
さいます、金融の情勢もまた逐次お
さまって参りましたので、それを下げ
て参りました。全体の金利水準も、御
存じのようすつと下がって参りました
ので、それに応じて自販レートは下
がってきて、それで現在の二、三四厘と
なからうまくいかない、そうかといつて
コールを統制するというのも行き過ぎ
であろうというようなことで、実は率
直に言いまして、お話をのような中間的
な段階にござりますので、割り切れな
いというお感じをお持ちになるのは、
もつともだと思いますが、金融界にお
いても、コールの金利が高ければ、そ
れじゃコール市場にどんどん金が集
まつてくるという情勢かということをそ
うでもありません。そういう意味で、ペ
ラぼうな金利が必ずしもいいわけじ
ないのだということで、極力自販に努
めさせていただいているというものが実態で
ございます。

て、またおいでいただきて趣旨も説明してお願いいたして、そうして何分かなりの期間にまたがったことでありますので、至急それを精査して、あらためて納めてほしいということと、そのときつけました期限が十二月の十日だったと記憶いたします。その時期までにやつていただきたいということをお願いいたしました。その結果、各銀行相当御勉強願つて、相当額の追加納税というものがございました。その額が合計で二十五億六千二百万という数字が私たいま手元に持っている程度でございます。

二年の四月の前までは利子所得は全然非課税であるということにして、源泉徴収も何もなかつたのであります。ところが三十一年の四月からは長期の分は別として、短期の分については一割の源泉徴収をやるということに相なりました。次に三十四年の四月には、长期の分も一割源泉徴収させるというふうに改めました。私、当時見ておりまして、大へん遺憾なことだと思うのですと、大へん遺憾なことだと思うのであります。ですが、その税が短期にはかかる、あるいは長期にもかかるという時期に、国民貯蓄組合預金というものが非常に急激な増加を示したのでござります。これは預金者が今までの預金をうだけかどうかがかなり疑問だといふ

○大月政府委員 昭和三十二年四月一日から改正されて施行になつております。
○広瀬(秀)委員 二重加入の禁止といふ趣旨で三条ノ二が三十二年に追加されたわけであります。その後国民貯蓄組合の組合員数も、三十二年の四千六百万から、三十三年五千二百万、三十四年六千二百万、三十五年六千七百万というふうに増加の傾向をたどりておるわけであります。一体この二重加入という概念はどういうことになりますか、これを明らかにしていただきたい。

え方に比較しまして、特に貯蓄組合員の数がふえておるということでもないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 これは具体的に私どもなかなか調べるわけにはいきませんけれども、これだけの数字があがつておって、銀行局長が、この法律の意味における「重加入はほんどのないのだ」という、そういうような答弁で一体よろしいのですか。実際にこれはあると見るのが適當であり、またこの数字と見るのは、当然そういうものを物語つておると思います。もちろん單一の銀行の窓口で幾つもかに分割するというような行為は現にあるということは認められておるわけでありますが、そういう場合は、一体この「重加入」

な二重加入というようなものは現にあります。これに對しては、同法の第十一條の罰則において「本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ為ス处分ニ違反シタル國民貯蓄組合ノ代表者又ハ國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル預金ノ受入ヲ為ス者其ノ他國民貯蓄組合ノ關係者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモ」こういう者に対して、「左ノ各号ノ一二該當スル者ハ三百円以下ノ過料ニ処ス」ということで、そういう場合に過料の罰則がついておるわけであります。ところが、これについておそらく罰則の適用——二重加入の事實を発見しても、罰則の適用などをやった事例はないものと私ども了解しておるわ

○原政府委員　さようございます。
厳密に違反を追及いたします場合はそ
の前の分もまだあるわけでありますけ
れども、いろいろな事情を考えまし
て、当時出しました文書では三十五年
四月以降の分は必ず間違いなくやつ
ほしいと言つてござります。そういた
しました趣旨は、まあいろいろ考え方
のあることで、ある意味では、そうい
うと非常に恥ずかしい次第ですが、世
間周知だというような事情もあつたと
思います。そこで、ここんまでさか
のぼるというのもいかがかということ
を私考えまして、それではどこまでさ
かのぼるかということを考えましたと
きに、貯蓄組合制度の問題は、利子所得
の課税問題と非常な相関関係を持つて
事柄が動いております。といいますの
は、昭和三十二年の四月と三十四年の
四月に利子所得の課税問題についての
相当大きな変更がございました。三十

ふうに私は思いました。何分三十二年
というのははだいぶ古い、そこで三十四
年という年をとって、そのときから課
税になりましたのは、長期というのは
一年以上の預金でありますから、その
分が課税になるようになつたということ
でありますので、そうしますと、そ
れ以後の分で一年以上の分、利払い期
が来ます分は三十五年の四月以降に利
払い期が来るという勘定になるわけで
す。そのときを境にするというのだが、
これはまあこじつけかもしません
が、そういうこともあって、そのとき
をもつてただしていただくという気持
で、そういうふうに扱って、お願いし
ておるということござります。

○**広瀬(秀)委員** 国民貯蓄組合法の第
三条ノ二に「一ノ国民貯蓄組合ノ組合
員ハ他ノ国民貯蓄組合ノ組合員トナル
コトヲ得ス」という規定があるのです
りますが、これはあとから追加された
と思うのですが、いつの追加で

口の組合に加入了いたします。具体的にはAという銀行の甲と、いう店の預金者で、貯蓄組合に加入了いたしますと、それから外の店において貯蓄組合に加入了してはいけない。それからかりに地域組合に加入了しておるといいたしますと、窓口組合はもちろん、その他の組合にもおなじように加入してはいけない。同一人に対しては、一組合、こういう原則を表明したものであります。

○広瀬(秀)委員 先ほど私があげた数字から容易に推論できることは、三十二年にこの条項が国民貯蓄組合法において追加修正され、以降においてもなまづ一そう二重加入、三重加入の事実があつたということを物語つておると思いますが、その点間違ひございませんか。

○大月政府委員 必ずしも二重加入がふえたということではないと思います。いろいろ貯蓄組合に入つておるものも、あるいは預金口座、そういうものも、具体的にふえておりますので、それの

○大月政府委員 私、先ほど申し上げましたのは、二重加入ではないという意味ではございませんので、先ほど非常に多い貯蓄組合の数である、その後ふえておるのではないかというお話をございましたので、特にその後ふえたという点ではないと思うのですが、ます、二重加入という事実、あるいは仮装名義の預金あるいは分割、こういう事例は相當にござります。これは先ほど長官からお話をございましたように、調べた結果におきましても、それから一般のわれわれの感触からいたしましても、相当あるわけがござりますので、今度の事件については、この法律改正を機会に運用の適正化も一段と推進したいという趣旨でござりますので、相当乱用があるというようには考えております。

けであります。こういうことで、はたしていいのでしょうか。法律は、厳しく二重加入を禁止し、そうして二重加入があった場合に、それをほつたらかしにしておって、そうして税金を徴収せずにおった、こういうことは、源泉徴収に当たる者がこの法律に違反をしておる。そういう場合には過料に処せられるという罰則があるわけであります。そういうものが、既に、この法規通りに、国民貯蓄組合法の精神に基づいて何らの手が打たれてこなかつた。今回はようやく乱用防止の法律改正ということになりましたけれども、今までそういうものをほうりっぱなしにして乱用の事実をそのまま見のがしてきたということです。政府は、口を開けば、法治国家であり、法秩序を守らなければならぬということをいつでも言われるわけであります。またそうなればならぬことでありますけれども、そういうような場合にお

二年の四月の前までは利子所得は全然非課税であるということにして、源泉徴収も何もなかつたのであります。ところが三十一年の四月からは長期の分は別として、短期の分については一割の源泉徴収をやるということに相なりました。次に三十四年の四月には、长期の分も一割源泉徴収させるというふうに改めました。私、当時見ておりましたと、大へん遺憾なことだと思うのであります。ですがその税が短期にはかかる、あるいは長期にもかかるという時期に、国民貯蓄組合預金というものが非常に急激な増加を示したのでござります。これは預金者が今までの預金を国民貯蓄組合に正当に振りかえたというだけかどうかがかなり疑問だというふうに私は思いました。何分三十二年というのはだいぶ古い、そこで三十四年という年をとつて、そのときから課税になりましたのは、長期というのは一年以上の預金でありますから、その分が課税になるようになつたということがありますので、そうしますと、それ以後の分で一年以上の分、利払い期が来ます分は三十五年の四月以降に利払い期が来るという勘定になるわけです。そのときは境にするというのだが、これはまあこじつけかもしれません。が、そういうこともあって、そのときをもつてただしていただくという気持ちで、そういうふうに抜つて、お願いしておるということです。

○**広瀬(秀)委員** 二重加入の禁止といふ趣旨で三条ノ一が三十二年に追加されておるわけであります。その後国民貯蓄組合の組合員数も、三十二年の四千六百万から、三十三年五千二百万、三十四年六千二百万、三十五年六千七百万というふうに増加の傾向をたどりおるわけであります。一体この二重加入という概念はどういうことになりますか、これを明らかにしていただきたい。

○**大月政府委員** 二重加入と申しますのは、ある特定の預金者が、たとえば口の組合に加入いたします。具体的にはAという銀行の甲という店の預金者で、貯蓄組合に加入いたしますと、それ以外の店において貯蓄組合に加入してはいけない。それからかりに地域組合に入会いたしておるといたしますと、空き組合はもちろん、その他の組合にも加入してはいけない。同一人に対して一組合、こういう原則を表明したものであります。

○**広瀬(秀)委員** 先ほど私があげた数字から容易に推論できることは、三十二年にこの条項が国民貯蓄組合法において追加修正され、以降においてもなお、一そく二重加入、三重加入の事実があつたということを物語つておると思いますが、その点間違ひございませんか。

○**大月政府委員** 必ずしも二重加入がふえたということではないと思います。いろいろ貯蓄組合に入っておる人あるいは預金口座、そういうものも総体的にふえておりますので、そのと

え方に比較しまして、特に貯蓄組合員の数がふえておるということでもないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 これは具体的に私どもなかなか調べるわけにはいきませんけれども、これだけの数字があつておつて、銀行局長が、この法律の意味における「二重加入はほとんどないのだ」という、そういうような答弁で一体よろしいのですか。実際にこれはあると見るのが適当であり、またこの数字といふものは、当然そういうものを物語つておると思います。もちろん單一の銀行の窓口で幾つもかに分割するというような行為は現にあるということは認められておるわけであります。そういう場合は、「一体」の「二重加入」は該当しないのですか。

○大月政府委員 私、先ほど申し上げましたのは、「二重加入ではない」という意味ではございませんので、先ほど非常に多い貯蓄組合の数である、その後ふえておるのではないかというお話をされておるのではないであります。これはいう事例は相当にございます。これは先ほど長官からもお話をございましたように、調べた結果におきましても、それから一般のわれわれの感触からいたしましても、相當あるわざでございまますので、今度の事件については、この法律改正を機会に運用の適正化も一段と推進したいという趣旨でございますので、相当乱用があるというふうに思ひます。

○広瀬(秀)委員 大臣にお尋ねしたいのですが、今、銀行局長も、このよう

な二重加入というようなものは現にあります。そういうことをお認めになつたわけであります。が、これに對しては、同法の第十一條の罰則において「本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス處分ニ違反シタル国民財蓄組合ノ代表者又ハ国民財蓄組合ノ幹旋ニ依ル預金ノ受入ヲ為ス者其ノ他国民財蓄組合ノ關係者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」こういう者に対して、「左ノ各号に該当スル者ハ三百円以下ノ過料ニ処ス」ということで、そういう場合に過料の罰則がついておるわけであります。ところがこれについておそらく罰則の適用——二重加入の事実を差見しても、罰則の適用などをやつた事例はないものと私ども了承しておるわけであります。ですが、こういうことで、はたしていいのでしょうか。法律は、厳肃に二重加入を禁止し、そうして二重加入があった場合にはそれをほつたらかしにしておって、そうして税金を徴収せずにおつた、こういうことは、源泉徴収に当たる者がこの法律に違反をしておる。そういう場合には過料に処せられるという罰則があるわけであります。そういうものが、現に、この法規通りに、国民財蓄組合法の精神に基づいて何らの手が打たれてこなかつた。今回はようやく乱用防止の法律改正ということになりましたけれども、今までそういうものをほうりっぱなしにして乱用の事實をそのまま見のがしてきたと、いふことであります。政府は、口を開けば、法治國家であり、法秩序を守らなければならぬということをいつでも言われるわけであります。またそうなければならぬことでありますけれども、そういうような場合にお

いてそういうことをやらぬでおいてきたということは、これはもちろん貯蓄増強という政策目的のものではあります。しかしながら、貯蓄増強といりであります。そのことを認めるに私どももやぶさかではないわけであります。しかししながら、貯蓄増強という政策目標は、法律違反をやつてもいきな責任だと私は思います。こういうことにはならぬと思うのですが、この点、大臣はどのように考えられるのですか。これはやはり政府の大が責任をとるべきものですか。監督官

序である大蔵大臣ですか、それとも第一線の銀行なりあるいはその他の金融機関なりが負うべきものか、あるいはいかにしていただきたいと思います。

○水田国務大臣 今おっしゃられたよ

うに貯蓄を奨励する、貯蓄してほしにお考えになりますか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 苦しい答弁をなさつておりますが、無制限に

この国民貯蓄組合法は今まで第三条の二がなかった。それを三十二年度にわざわざ追加をしたということは、国民いという必要性から出た一つのこれは政策立法でございますので、やはりその目的を達するためには、これはできるだけ行政指導でいくべきものであろうと私どもは考えております。ですから責任がどうということになりますと、われわれにも責任がございますし、これを公正にやっていくべき金融機関にも責任があるでしょうし、特にこの組合の規定がついて貯蓄増強をはかつてやるんだといふ趣旨以外にはないと思うのです。そうでなければ、こういう第三条の二をわざわざ二重加入の禁止といつて二重加入じやない一口だけはいいタイトルをもつてこれを三十二年に追加するということはなさるべきじやなかつたわけなんです。その範囲内において二重加入の禁止といつて二重加入じやない一口だけはいいんだ、一口元本三十万まではいいん

旨であるわけです。そして罰則はなるべく申しますと、この種の問題はやはり私どもが個々に違反があつたからすぐに処罰するというような態度じゃなくて、こうすることをなからしめると、こういう方向へ努力すれば事実これはできる問題でございますので、その方へ力を入れるべきだという考え方から、私どもは今までこういう事実があつてもすぐ罰則をもつて臨まなかつたということをごぞいます。この罰金自身も古いときにきめたので非常に少ない金額にもなっておりまし、これはこういう事態をなくすようになるという方向へ努力すれば、それでこ

れはまた正される問題だと思っておりますので、そういう運用をした次第でござります。

○広瀬(秀)委員 苦しい答弁をなさつておりますが、無制限に

この国民貯蓄組合法は今まで第三条の二がなかった。それを三十二年度にわざわざ追加をしたということは、国民いという必要性から出た一つのこれは政策立法でございますので、やはりその目的を達するためには、これはできるだけ行政指導でいくべきものであろうと私どもは考えております。ですから責任がどうということになりますと、われわれにも責任がございますし、これを公正にやっていくべき金融機関にも責任があるでしょうし、特にこの組合の規定がついて貯蓄増強をはかつてやるんだといふ趣旨以外にはないと思うのです。そうでなければ、こういう第三条の二をわざわざ二重加入の禁止といつて二重加入じやない一口だけはいいんだ、一口元本三十万まではいいん

旨であるわけです。そして罰則はなるべく申しますと、この種の問題はやはり私どもが個々に違反があつたからすぐに処罰するというような態度じゃなくて、こうすることをなからしめると、こういう方向へ努力すれば事実これはできる問題でございますので、その方へ力を入れるべきだという考え方から、私どもは今までこういう事実があつてもすぐ罰則をもつて臨まなかつたということをごぞいます。この罰金自身も古いときにきめたので非常に少ない金額にもなっておりまし、これはこういう事態をなくすようになるという方向へ努力すれば、それでこ

れはまた正される問題だと思っておりますので、そういう運用をした次第でござります。

○広瀬(秀)委員 苦しい答弁をなさつておりますが、無制限に

この国民貯蓄組合法は今まで第三条の二がなかった。それを三十二年度にわざわざ追加をしたということは、国民いという必要性から出た一つのこれは政策立法でございますので、やはりその目的を達するためには、これはできるだけ行政指導でいくべきものであろうと私どもは考えております。ですから責任がどうということになりますと、われわれにも責任がございますし、これを公正にやっていくべき金融機関にも責任があるでしょうし、特にこの組合の規定がついて貯蓄増強をはかつてやるんだといふ趣旨以外にはないと思うのです。そうでなければ、こういう第三条の二をわざわざ二重加入の禁止といつて二重加入じやない一口だけはいいんだ、一口元本三十万まではいいん

は、どちらへ力を入れるかと申しますが、違反者はことごとく法律通りに罰するという方向じゃなくて、この是正を考へることが本筋だというふうに考えて、今度の改正案の御審議をお願いするということをやはり建前としてやってみます。また全く野放しかと申しますが、また別の法律でございますので、極端な乱用というものはまた抑えられることがあります。また野放し論であります。野放し論では非常に税制における不公平というものがあるからと、わざわざ二重加入の禁止とすることをやって罰則は政策目的で当初から貯蓄増強といつてからながら法で禁止したことに対する違反をやつた場合は過料にするんだからと、こういう方向へ努力すれば事実これがはできる方向へ努力すれば事実これがはできる問題でございますので、その方へ力を入れるべきだという考え方から、私どもは今までこういう事実があつてもすぐ罰則をもつて臨まなかつたということをごぞいます。この罰金自身も古いときにきめたので非常に少ない金額にもなっておりまし、これはこういう事態をなくすようになるという方向へ努力すれば、それでこ

れはまた正される問題だと思っておりますので、そういう運用をした次第でござります。

○広瀬(秀)委員 苦しい答弁をなさつておりますが、無制限に

この国民貯蓄組合法は今まで第三条の二がなかった。それを三十二年度にわざわざ追加をしたということは、国民いという必要性から出た一つのこれは政策立法でございますので、やはりその目的を達するためには、これはできるだけ行政指導でいくべきものであろうと私どもは考えております。ですから責任がどうということになりますと、われわれにも責任がございますし、これを公正にやっていくべき金融機関にも責任があるでしょうし、特にこの組合の規定がついて貯蓄増強をはかつてやるんだといふ趣旨以外にはないと思うのです。そうでなければ、こういう第三条の二をわざわざ二重加入の禁止といつて二重加入じやない一口だけはいいんだ、一口元本三十万まではいいん

は私は今の法治国といつてもいろいろな問題がございまして、国民感情といふものを無視して法の運営をやることには不適当だと思われる事例はたくさんあると思います。食管法にしましても、一升持ち出してすぐびしひ取り締まられるということになりましたら、これもなかなか問題でございますし、特に国民に貯蓄を奨励して、貯蓄した人には罰金を取られるというようなこともいろいろ考うべき問題だろうと思いましたので、私は、处罚よりもこういう事態が起こらないような配慮がまず先である、そういう考え方から、处罚論もございましたが、私の時代にはむしろ押えてきておるというのが実情でございます。

が出て、しゃくし定木にやり得ない場合があるということは認めるわけですがけれども、このことはほんとうに泣きの趣旨通りにやればやれないことではないのです。それで、それをやることが当然公平のことであり、しかも何らかに支障がないことなんです。この通りにやつて差しつかえないこととなるのです。一升持ち出して、それがどんなに気の毒な事情があつても罰則を適用するんだという場合はケースが違います。それを同じようにたとえで言つたのでは、全くその答えにならなかつわけです。この点について、国税庁長官の考え方を、今日までのこれに対してとつた考え方というものについて、もう一度お聞きしたいと思うのです。

て、貯蓄組合の問題が出来まして、たしかそのときにも議論になつてしまつかりやつていただくということになつたと思うのであります。これらを通して、私がとしては当時は執行面でない、立法の事務屋としての主税局長でありましたが、やはりお話のような世間が公知のように脱税があると思っていることを税務がやらないということについては非常に悩みを持っておりましたし、疑問も持つておりました。ただ、ただいまのようなことではありますので、まず銀行行政の側でやっていてただくという態勢を続けてきたのであります。これがあるは長過ぎたかもしないと思ひますが、私一昨年庁の方に参つて、ただいま申しましたように昭和三十四年の春にも、非常に大きな貯蓄組合と申しますか、こつ然と非常に大きくそつちに振りかわるということがありましたので、どうもやはりこれは税務の方でも放置し得ないというような感じがいたしておりました。ただ何分この貯蓄組合預金に関しては、非常に大きな貯蓄組合と申しますか、こつ然と非常に大きくそつちに振りかわるということがありましたので、どうもやはりこれは税務の方でも放置し得ないというような感じがいたしておきました。ただ何分この貯蓄組合預金に関しては、非常に大きめの見方あたりの思惑もあり、慎重にしなければならぬなと思っておりました。これは広瀬さんのごらんのように、おそ過ぎたと言われれば、まことにおそ過ぎたと思いますが、私としましてはもうろ考えましてハンドルはとつてきつたつもりですが、昨年の八月やはり斤が乗り出してや

ろうということになったというわけを受けたいと思いますが、事情はそういうことでござります。

○**広瀬(秀)委員** 大臣は、どうもさつきから貯蓄増強の政策——もともとがこの貯蓄組合法も貯蓄を増強しよう、国家財政の充実のために、そういう趣旨で設けられたものだからというだけしか言わない、こういうような事態が起ころて現に乱用されておる、しかも法律にも明確に二重加入禁止の条項があるにもかかわらず、これが明白に違反されておる、そういう現実があつた、しかも相当長期間にわたって、これがほとんどほったらかしにされてきたということに対して、これは大蔵大臣、あなたが大蔵大臣になってからお表するといふようなことを求めているべきではない。この問題についてしっかりと取り組んだという点では、敬意を表するのですが、こういうような現実に対して、政府を代表してあなたは遺憾の意を表されるような気はないのですか、その点いかがです。

○**水田国務大臣** 法の違反事實というものが非常に普遍的になつてきたり、それが今までなかなか解決されずにいたという事態を招いていることは遺憾の意を表します。

○**広瀬(秀)委員** 銀行局にお尋ねしますが、今度の改正でもこの前大月さんにお伺いしたときにも、今までのようないわゆる窓口組合、一店舗に対しても一千円を三十数口に分けるというよ

うなことを銀行が協力してやつていただき、いろいろなことは、今度の法改正で大体防げるんじゃないかな。しかしながら、店舗を変えて二口ずつやれますが、百万円ずつ十でも二十でも、あるいは理論上は百でも一百でもこれは分割して百万円ずつやれる、こういうことになるわけですね、そうしますと、やはり今大臣が遺憾の意を表され、そろして今度の法改正というのもこれは全部ざるだとは言いませんけれども、許しがたい不公平というものがそういう面に出るんじやないか、そういうものをもう少し有効にチェックする方法というものをお考えになる余地はないのか、銀行に対する監督の面等でそういうことが現実に防ぎ得るという自信がありでしようか。

部それを一覧できるようにする、それ
を住所地の税務署にでも全部集めます
れば、それは完璧を期することはでき
ると思います。もちろん税務署の職員
の数とかあるいはその事務の関係者
は、その場合何百何千という預金者を
扱うわけございまして、必ずしもそ
ういう人員、施設の現在の組織から
いって完璧は期せないと思いますけれ
ども、比較的厳重に取り締まるとい
うことだと思います。しかし、
預金者の心理といたしまして、一々預
金をするのに税務署長の許可が必要ると
いうようなことが、一体預金というも
のの本質にそぐうものかどうかとい
うようなことがあります。そういう意味
で、税当局以外の、たとえば財務部で
あるとか財務局であるとか、そういう
ようなところにでも名簿を儲えける
というようなことでもやつたらどうか
ということも検討いたしたわけござ
いますが、これも財務局の機構等から
いたしまして、いわゆるゼスチニアと
してはやれるかもしれない。しかし、
単にそういう形を整えるのが趣旨では
ないわけでございまして、やはり預金
者及び金融機関、それからわれわれの
行政、そういうものがそれぞれ相待ち
まして、できるだけ適正な運用をやっ
ていくというのが、この制度として最
善の道であろうか、こういうような結
論になつたわけでございます。そうい
う意味で、たとえば、ほかの制度を例
に出してはなはだ恐縮でありますけれ
ども、郵便貯金におきましても、今回
限度は五十万ということになつております。これも今の貯蓄組合の制度と同じであります。五十分をこえる預金をしてはいけない。しかし現実はやは

り郵便貯金で五十万をこえた預金をし
ておる人がないとは言えないわけでござります。しかし、そういうことに
なつておるので、貯蓄組合はある程度
ルーズに運用してもいい、こういうこ
とではないわけでござります。できる
だけ国民の御協力並びに金融機關の協
力、それからわれわれの行政面、税の
執行という面ではなしに、貯蓄組合の
運用を適正にするという面で、極力努
力いたして参りたいと思います。
それでは店舗の異なるところに預金
をして、いずれも貯蓄組合に入つてい
るというようなことを、どうしてつか
まえるかという現実の問題になるわけ
でござります。これはわれわれといった
しましても、金融行政、証券行政、そ
ういうような面で抽出検査というよう
なことも手段としてはできます。この
関係の調査はピック・アップをしてや
れるわけです。いかなる調査でも一〇
〇%というわけには、はつきり申して
私はいかないと想ひますけれども、こ
ういう問題になつておる制度でござい
ますので、適正をはかるために極力努
力して参りたい、こういう考え方でござ
います。

思うのです。中山税調会長もここではつきり、税制面において貯蓄増強というものの刺激をはかけていく、あるいは貯蓄マインドを増強させるための税制を利用するのだという考え方、もうそろそろ清算すべき段階じゃないかということを言われているわけあります。税の公平の立場というものを、この面で最も端的に害しているという事態が出てるわけあります。貯蓄増強のためには、税制以外にもっとやるべきことは幾らでも考えられるはずだと思います。それが一つの理由でありますし、もう一つは、そういうような特典を税制面において与えなければ、それではたんす預金になるだろうかということになります。今日の文明の社会、非常に資本主義的な発展の段階において、たんす預金でしまっておこうというような者は、利子の特典をはずしてしまうということになれば、おそらくみなそうなるだろうというようなおそれは、やはり今日では通用しないじやないかと思いまます。これは何らかの形で貯蓄に出てくる、もちろん一部消費に回るだらうというふうなおそれはあるだらうと思います。しかしながら、これが隠退藏されると、たんす預金になるというようなことは、私は今日考るべきじゃないと思う。しかしながら、これが隠退藏される、たんす預金になるというようなことは、いくかもしません。あるいはまた、利子に対して課税されるのはいやだからというようなことを考えずに、銀行にちゃんとくることも当然考えていいわけであります。そういう点であまりにも課税における公平を害して、貯蓄

増強の刺激剤にしようという考え方のものが、間違いだということが言えるのじゃないか。何らかの形で必ず有効に蓄の中に金がつぎ込まれてくる。これは黙って持っておったのじゃふえ何もしない。何らかの形で必ず有効に活用し、財産をふやしていくこうという考えは、今日の文明社会においてはだれだって持っていることがあります。それに対して適正な課税がなされるごとにについては、もうおそれるべき段階じゃないというように私は思うのですが、そういう見解について、大蔵大臣としてははどういうようなお見通しを持っていますか。

○水田国務大臣 それはおっしゃられると通りだと思います。貯蓄の増強といふものを、税制における優遇といふことで進めるべきかどうかには、非常に疑問がござります。現に、もしこれが今のような形できつく取り締まられるというようなことだったら、これはもうやめたいという意向も金融機關からは出ております。奨励が奨励でなくして、あまりむずかしい問題になるなら、これはやめたたらどうかという意見まで出ておりましたが、しかし私の方はから見ますと、今どうしても貯蓄を奨励しなければいかぬ時期であります。この組合は活用されていることによって、現状から見ましたら、現在貯蓄奨励策としてある制度であって、それだけの利用者がある以上は、違反が起ころないようには止する措置を講じて、この際これを撤廃しなくてもいい、やはり重加入、三重加入の違反を起こしてまで、この組合は活用されているという現状から見ましたら、現在貯蓄奨励策としてある制度であって、それだけの利用者がある以上は、違反が起ころないようには止する措置を講じて、この際これを撤廃しなくてもいい、やはり

貯蓄増強策としてこの限度を上げて、そういう違反を防ぎ得るいろいろな措置をとることによって、この段階としては続けることが妥当であろう。こういう判断で、私どもはこれを続けることにしましたが、将来の問題としましては、こういう形で貯蓄の増強をはからうとする方法がいいか悪いかというにつきましては、あなたがおっしゃられるような、そういうような問題があろうと思います。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんので、あと一つだけにしたいと思います。一昨日ですか新聞に出たことでありますのが、税制面からの景気調整という問題、これは中山先生もここでそういう問題点がこれから税制調査会の主たる問題点になるのではないかといふようなことを言われたわけですが、大蔵省でも大体そういう腹を固めたといふようなことが報道されておるわけであります。その中で特に特別償却制度の一時停止というようなことが考えられているというようなことで、景気調整の見地からそういうことをやると言われているわけであります。私どもは、今日の高度経済成長に税制面からあおりをかけたのは、特別措置法の問題が非常に大きな要素を占めているのではないか、ごく大ざっぱに試算したところによりましても、大体六千四、五百億ぐらいは大資本に、今まで租税特別措置法ができるから手元に内部留保として残された、本来とるべき税金が残った、いわば隠れた補助金のような姿で残された、こういうようなことも言えるわけでありまして、こういうようなことが、あの民間設備投資の行き過ぎという事態を生

した日本資本主義の体質改善といいま
すか、そういう面に結びつく措置をし
たかというようなことを言っておつた
わけであります。そういうような面か
ら一時停止というような形で出されて
きたわけでありますが、私どもの立場
としては、単に景気調整というような
ことではなしに、租税公平の立場から
むしろそういうことを推進するという
ことが、やはり日本経済の安定した発
展という立場からも必要じゃないか。
そういうような意味と租税公平と、こ
の二つの趣旨からこういうことに手を
触れられてくるのが当然だと思うので
すが、あくまでやはり景気調整という
意味だけで、こういうような方向をと
られるのでありますよ。私どもが
當日ごろ主張しておりますような、租
税の公平を害する、こういうような立
場も十分含んだ上で、こういう措置を考
えられていくのか。大蔵大臣のその辺
の考え方この際一つ聞かしてもらつて
私の質問を終わらたいと思うのです。

してきましたが、日本の経済から見まして、現在どうしてもやはり合理化をして、いろいろの特別措置法ができております。最近は特に低開発地域の開発と小企業の育成というものを中心にして、最近特別措置はだんだんに政策の必要によって多くなっていくという趨勢にございますが、そのうちでも、必要ではあるがここで景気調整的な意味から行き過ぎた設備投資を押えたいと、いう考えを今持つておるときでございまますので、その観点からある程度この運用で考えるべき問題はあるというふうに私どもは考えておりますので、御承知のように去年の六月から、この指定期間の來たものの延長を見合わせるとか、あるいは機械の指定追加を見合わせるとか、大体見合わせという方向で今参っておりますが、これは景気調整的な考え方といふ面からも考えなければならぬと思いますし、また一方、税の公平といふような問題からも当然考えるべきなればならぬ。両面からこの特別措置法の運営はすべきものであろうと考えております。

ねして、残余の点は後刻また各法家を具體的に審議する場合に、担当の政府委員から詳しく述べねしたいと思います。

第一にお尋ねしたい点は酒税の改正についてです。もちろん酒税の税率が引き下がるということは国民的に好ましいことありますが、この際たとえば自家生産の酒類に対しても政府はどういうような時代に適合した取り扱いをしようとするか、それらの点に対し具体的な作業がなされておるとすれば、それについてお尋ねしたい。たとえば最近の農業の成長部門の中で、畜産農業、果樹農業等の成長が期待されておるわけがありますが、果実の生産が非常に高まつた場合、これは需給関係にいろいろ影響を受けて、生産が過剰傾向になるような場合もあるわけですね。ですから、そういうときの一つの処理方針として、果実の消流の方法をいろいろに考える必要があると思うわけです。そのままの姿で市場に出すという場合、あるいはこれを加工してジュースとか果実酒を製造して販売するということも当然必要なことになるわけです。そういう生産者がみずから生産した果実を原料として、たとえば酒税に規定されているような果実酒の生産を行なうという場合の製造の許可あるいはそれに対する免税の措置等は、当然考究されるべき点であると思いますが、まずその点に対してもがでしようか。

需給が非常にデリケートであるといいます。しかしそうでなくて、どんな需要が伸びていく、供給も伸びなければならぬというものについては、免許をただいま押しているということです。しかし、需給を見ていかなければならぬというような場合には、新しい企業がこれをやるのに十分な機会を与えるべきだ。もちろん税法にあります資産、信用、その他の条件は必要でありますけれども、そういう考え方でいっておりまして、果実酒はむしろ後者の部類に属するものと思っておりますので、ただいまお話しのようない度での、農村での自分の生産したものを加工したいというようなお話を十分検討に値すると思います。

○芳賀委員 たとえばヨーロッパ等においては、自家生産の果実酒等については、一定の生産数量の規制とかあるいはそれに対する免税措置とか、そういうものが古くから考究されておる事例もあるが、わが国の場合にはまだそこまで進展していないわけですね。ですからこれらの問題は、やはり政策的にも、今原さんが言われたわけです。が、すみやかに考究して解決すべき時期でないかと考えるわけですが、大臣いかがですか。

○水田国務大臣 私もこれは考究るべき問題だと思つております。

○芳賀委員 さらに農業政策との関連であります。昨年農業基本法の審議を行なった場合、当農林委員会に總理大臣が出席されて、今後の農村工業の発展の一つの姿として、たとえば農民の資本で工場の建設を行なって、そこで農民が生産した原料の加工を高度に行なうという、いわゆる近代的な農

村工業の發展の姿というものの、これはもうすでに実行されておりますが、あるいは数年前から国内においても麦対策の中で、ビール麦の問題が非常に議論されておるわけです。特に最近のビール企業は、ビール四社が大体独占的な企業支配を行なつておるようになるわけですが、その場合、たとえば生産者がビール麦を生産する、麦芽の生産も行なうということになるわけですからして、生産者団体がみずから資本をもつてビール工場の建設を行なつて、ここで税法に基づいてそういう生産販売を行なうということも当然やるべきことだと思いますが、こういう点についても法律ではやれることにはなつておるが、それじゃやりたい、やろうといふ場合には、なかなかいろいろな障害があつてその実現ができないのが今日の状態ですが、具体的に農業団体が自己的の資本によってビール工場等を建設したいという場合においては、この酒税法の、たとえば第七条の酒類の製造免許及び第九条の酒類の販売業免許等の条文がありますが、ビールの場合には、毎酒造年度中に二千キロリットルの生産を上げれば一定の資格があるということにもなるわけですが、こういう問題が具体的に進められた場合には、条件が具備しておれば許可するということで進むのかどうか、その点はいかがですか。

企業がやりたいという場合には、やはり積極的な態勢をもつて臨むべきだというふうに私どもは思っております。農村系統からそういう要望があれば、これも十分検討したいと思います。ただビールは御案内の通り、從来までのところ、やはり一工場十万石なり十五万石なりというような単位にならないと、コスト的に競争できないといいますか、そういうことが実は通説になってるよう私は感じます。ただいまお話しの二千キロリットルといいますのは、ちょうど一万石ちょっととのところですから、そのくらいのところで必ず出すかどうかという点は、私、ここでは留保したいと思います。少ない生産量ではたしてやつていいのかどうかというあたりは、やはり考えなければなりませんかどうかといいますので、そういう技術的な採算といふものも十分考え、免許いたします場合には、やはり採算がなならないと思いますので、そういう技術的な採算といふものも十分考え、免許いたします場合には、やはり採算がなされていますので、いい競争者がたくさん出てきてくれることは歓迎するところです。

○芳賀委員 次に、租税特別措置法の問題に触れます。これは昨年の国会でございましたが、特別措置法の改正のときに、硫安輸出会社に対する特別措置を条文に加えられたわけですが、これまでこの法の適用によって、赤字会社企業と対抗するだけの条件を具備しなければ太刀打ちできないということになりますので、そういうことは、今原さんが言われた通り、そういう企業上の諸条件というものが、十分これはやれるだろという形態が整った場合には、政府としても、現在の国内における麦の生産事情とか、麦作転換であるとか、いろいろな政策的に要請される農業面の事情の変化もありますから、そういう場合に条件がそろえば、大いにやれということで、今回ビールに対してもう一つの問題になります。

しては十円の減税が行なわれるようですが、そういうことで、生産者団体が公益性を發揮した企業を起こして、これが成功するということになれば、公益を發揮した企業を起こして、この下げる、國民にお茶がわりにどんどん飲んでもらうといふことになれば、非常に利点が各所に生ずるといふふうに考へられますので、これは具体的な問題が生じて、政府の了承を得たいといふ場合には、今言われた通り積極的な措置を講じていただきたい。大蔵大臣、この点はいいですか。

○水田国務大臣 大蔵省では全然そういふことはいかぬときめておるわけではございませんで、ビールといふのはなるだけ、今は独占企業的な形をとつておりますので、いい競争者がたくさん出てきてくれることは歓迎するところであります。

それから、これはこの肥料二法ができました当時からのいわば焦げつき債権でござりますので、三十五肥料年度、すなわち三十六年の七月末現在の売掛金から生ずる欠損金につきましては、通常五年の欠損繰り越し控除でございますが、これは十年といたします。こういうことでございます。その場合、貸し倒れ金として貸し倒れ損を立てますと、通常のものにつきましては、貸し倒れ準備金がある限りはそれままで残り戻してその損失にてん補しなければならぬという規定になつておるのであります。これは全売掛金に対する当該売掛金の割合でくせばよろしいとやつたこと、それからその他いろいろな特別措置について所得制限がござります。この売り上げ制限あるのであります。それは所得制限がございますが、その所得制限がございますが、その所得制限をいたす場合には、今回の措置によって損金といったもの、それは損金としないで計算したところによつて特別措置による所得制限を勘かして

昨年は、硫安会社の輸出会社に対する売掛金の税法上の処理につきまして、大よそ五つばかりの特例を作りましたことは御案内の通りでございました。その一つは、その売掛金の性質に顧みまして、昭和三十六年三月末現在の売掛金につきましては、会社決算にかかるらず、税法上進んでその性質に顧みて損金にした、これが一つでござります。その二は、同じく三十六年四月以降発生するであろう売掛金につきましては、会社がかりにそれを資産に計上しておきましても、税務計算上は算いたさない、こういう措置をいたしました。

それから、これはこの肥料二法がでござります。それから兼業が同じくござります。それが専業と比較して六百万程度の利益になつておるようになります。これは六十六億程度の利益が出ておるものではございません。

○芳賀委員 硫安輸出会社のたな上げの場合は、一つ方式があつて、これは主税局長も御承知だと思うのですが、まずたな上げすべき額は毎年肥料年度

にきめられた国内における硫安の最高販売価格、これは政府が公示するわけですが、その価格と輸出価格との差額

分をたな上げするということにして処理してきたわけです。従つて、国内販売価格の決定をする場合は、その肥料

年度中の、年間の、たとえば硫安の総生産量の中で国内でまた消費する分、

最近は大体総生産量の六〇%くらいが国内消費になりますが、この国内消費

の数量というものを一応需給計画で把握して、そして各肥料工場ごとに、一

番生産費の低い、コストの低い工場か

ら加重平均で積み上げて、国内消費量

に一割加算した、そこにバルク・ライ

て売れた価格对その社の実際のコスト

をひいて、その中の加重平均価格と

いうことになつておるわけですから、

コスト高の会社の場合には当然そういうことになつておるわけですが、

これは当然予測できるわけですが、

工場別のコストを、私もある法案が出た当初肥料審議委員をやつたことがあ

が、今われわれの手元にあるのを見ま

かかわらず、税法上進んでその性質に

顧みまして、昭和三十六年三月末現在

の利益がついておりません。その後の決算の状況でござります

が、今われわれの手元にあるのを見ま

すと、いずれもこれは専業関係、兼業

関係でござりますが、専業が八つばかりあります。最近年次ではいずれも

大小にかかわらず利益が出ておるよう

でございます。八社の合計で八億五千

が、通常地方税まで含めまして二十数

億と言われておったわけでございま

る工場も実はあるわけです。そういう

場合には、企業別にこれを見た場合、

硫安会社には各工場、会社別にたな上げ分はあるが、実際のその会社においては決して輸出した分についても赤字

が出ておらないという個々の内容があ

るわけですから、これをただ單に措置

だけで考えて決算した場合も、しな

い場合もこれでやれるのだということに

なると、これは会社の収支決算上非常に不利になるところはないとしても、

法だけで考えて決算した場合も、しな

い場合もこれでやれるのだということに

なると、これは会社の収支決算上非常に有利になる会社も出てくるので

はないか、そういう危惧も実は持たれ

るわけです。ですから、そういう点に

対しては当局としてどういうような具

体的な措置をされておつたか。

○村山政府委員 今のことではないと存じます。というのは、もとより原価を

計算する場合は各会社のそれぞれの実際の原価でやつているわけでありま

す。そこで、今の問題は輸出になつて

いる硫安の売り値を幾らに見るかと

いう問題でござります。実際やります

のは、当初は硫安会社に対しても内

ペースの価格でもつてやつております

。ところが輸出される値段といふものは、

はじき出します場合には、輸出でもつ

て売れた価格对その社の実際のコスト

でございます。われわれが問題にしましたのは、そこまでは、コストは初めから実際のコストを計算してございません。ただ、売上高を輸出会社に対する売掛金だというから、だから、まだ売掛になつておるものまで見込んで所得を計算して課税してあるというわけです。ところがよく考えてみますと、その売掛になつておるものには返ることのない売り上げでございます。そういう意味で、その分を全部について引いたわけでございますから、各コストの差というものはすでに税務計算においては織り込まれておる。各会社にとつておる。各会社にとって架空である売掛金だけがこの際落とされたということをございますので、税の方ではそのことはないと思います。

保護税率を設けるといふことはしないといふこと、自由化によつて競争力の弱い産業、また幼稚産業といふようなものも相当打撃をこうむりますので、自由化後に急速な変化とかあるいは混乱を与えないような最小限の税率調整をする必要があるといふような点から整理した今度の改正案でござりますが、一般消費者の立場も考えなければなりませんので、関税引き上げることによって今までよりも物価が高くなるというようなことのないようになります。これは最小限に抑えるということと、問題は自由化をしたあとといわば一時的な保護でございますので、自由化前にはこの関税はいらぬ。実施の時期と、自由化を行なう時期をおあわせて、ある暫定的な措置をとる。それからもう一つは、一たん関税は変更しますが、すでに合理化計画は進んでおりまして、これは一、二年たてばりつぱに競争力を持てるとわかっているものにつきましては、暫定的にその合理化が終わればすぐにその関税は元へ戻すというふうに、これも暫定的な扱いをするといふふうな方針で大体今度の関税改正は整理したつもりであります。

が、どういうわけで乳製品について暫定措置でさらにこれを低率に押えておかなければならぬかということは、それが、一般的の乳製品等については、そういう必要はないと考えるわけですが、この点はいかがですか。

○稻嶺政府委員 乳製品、酪農製品につきましては、前回の改正の際に、自由化した場合には競争力がどうであるかという点をいろいろ算定いたしましたして、御承知のように現行三五%であります。これがとうてい競争ができるないということで、将来考えられております。合理化計画、コスト引き下げの計画を織り込みまして四五%といいう税率を基本税率として設定したわけであります。ところで、先ほど大臣からお話をございましたように、関税率の引き上げはできるだけ消費者なり需要者の立場を考慮しなければいかぬという立場をとりましたので、自由化が実際に行なわれますまではこれの発動は控えた方がいいだらうということでありまして、乳製品につきましては、まだ実は自由化という段階は現在のこところはとうてい考えられないような次第であります。従いまして、今年の三月までとりあえず一年間は旧税率を据え置きまして、消費者、需要者の要請にござります。従いまして、要するに、高い税率は自由化後にこれを実施する、自由化前においてはむしろ消費者なり需要

○芳賀委員 説明されたところはわかったのですが、実情はそうでないのです。たとえば昭和三十四年、三十五年の兩年度については当然旧税率を適用しておるのですが、その関税率をもつてしても国内生産の乳製品とは非常なアンバランスであつて、圧迫要因になるということです、これは農林省が指摘して、バター、脱粉等について一字の超過利益、差益金を積み立てて保留在させておいたわけですね。これが両年度にわたって大体四億六千万程度積み立てられておるわけです。先般、これを大体処理する方針を農林省が取り扱い業者に示したようですが、実情はそういうふうになつておるのであります。三五%であつてもなお国産との競争上非常に圧迫になるということを切意して、さらに調整の意味で、そういう差益金の積み立てをやらしておるわけです。こういうことが國の制度上弊道の立った措置であるかどうかといふことは大蔵当局で判断すれば、おのずから結論は出るわけです。そういうこととが随所に行なわれておるわけです。ですから、そういうことを継続的にやるのであれば、この際やはり一年間の期限が切れたのであるからして、七年度当初からこの定率法に基づく四五%なら四五%の適用とした方がむしろ国民が見ても納得ができるのではなかいかといふうにわれわれは理解しておるのでですが、今回の改正では、そのまま通ればさらに一年間三四五%、そして差益はまた何らかの形で積み立てられるのですが、今度は畜産物価格安定法に基づいての立場を考慮して低い税率に据え置けばいいだらう、かような配慮でございます。

て畜産物振興事業團が出て、輸入乳品に対しても事業團が買入れることになると思いますが、事業團が買入れることになるので、それらの差益については、事業團の益金として処理することになると思いますが、事業團が買入れることになつてお尋ねで特に事例を乳製品にとつてお尋ねたわけですが、こういう事情から見ると、乳製品の場合には、今回のさらで特に事例を乳製品にとつてお尋ねたわけですが、こういうことになつてお尋ねたわけですが、このことになつてお尋ねたわけですが、これは大藏大臣いかがです。

○水田國務大臣 今、局長から申しましたように、消費者の立場を考えなればなりません。今、日本で供給が足らぬという事態に対処するために、輸入をするという必要が出てゐるときござりますので、これが自由化され以前に関税の引き上げとかいうようなものをやるということは、そのまま内価格をもつと大きく上げるという政策になることでございまして、これが明らかに自由化への逆行だらうと思ひます。もし自由化せば、当然そういう内価格をもつと大きく上げるといふことになりますが、要するに、そういう現象まゝが、割当制からくるそういう現象でありますので、これはこれとして適切に処理する方法を考えなければなりませんが、要するに、そういう現象まであるといふときに、関税を引き上げるということは逆行の政策だらうと思ひます。これを自由化すといふことがあつたときに、初めて国内の産業の保護としてどの程度の保護を加えなければいけないか、ということを見て開拓を上げればいいので、自由化をしてい前に関税を上げるという方向は私適当でなかろうと思います。

○芳賀委員 それは関税を定率法に基づいて当然上げきれぬので、暫定措

法で規制しておるわけです。押えておるわけです。本来のものは定率法にあら。ですからそれさえもやらないで、関税措置以外の内容の不明なものを包蔵しておる。そういうような差益金吸収というような措置をあわせて用いた方が妥当だというふうに考えておるのですが、こういった方がいいと考えておるのでですか。

○ 稽査委員 昨年この新しい税率を設定いたします祭こま、そういった

問題が笑はあつたわけであります。農林省といたしましても当面は自由化はおろか相当大幅な輸入というのも、外貨制当のものにおきましてもそれほど見込んでおらない。要するに、国内の乳製品の保護というところに重点があつたわけです。ただ、今回行なわれますのも、言つてみますれば、国内の需給が非常に不円滑になつたそういう時期にいわゆる緊急輸入といった形で臨時に行なわれるといふそういう際に、若干差益が生ずるであろうということは予想されたわけです。従いまして、関税の考え方といたしまして、そういった場合に出るであろう差益というものを見税という姿で吸収した方がはたしていいのかどうか、これはいろいろ非常に議論があるわけです。御承知のように閑税は、ある程度内外の価格差というものは調べはいたしますが、これはびつたりその差額を埋める、國內で超利潤を一切起さないようになりますというほどまで厳密な計算のもとに設定をいたしておるわけではないわけでありまして、一応の目安と申しては語弊があるかもしれません、ある程度こういう産業については合理化要素も織り込んで、この程度の関税でし

するということを考えてしかるべきで、はなかろうか、関税へこれを織り込むということは不適当ではないかといふ議論になりまして、一応先ほど申し上げましたように、暫定措置としては、むしろ需要者の立場を考えまして、低い税率をそのまま置いておく。正式に輸入が自由化されるというような事態になりました場合には、当然これは高い税率を発動させるよう仕組むべきではないか、実はかような考え方やつておりますような次第でござります。

○芳賀委員 関税の中にそれを織り込むことができない場合であっても、その種の差益金の吸收された超過利潤の処理とか処分等については、これは大蔵省として全く無関心であつてはいけないと思うのです。今までそういうものはどうなつてもかまわぬといふことで放置されておったのですか。

○稻益政府委員 直接私の所管ではないわけでございますが、御承知のようにな、砂糖につきましても内外の価格差が非常に変動いたします結果、言われますような超過利潤といったようなものが起つておるわけあります。こういうものを、一般的な国の歳入として建てられた一般財源として見込むべ

があると思う。そういうものが吸収されなければ、先ほど言われた通り、実際に国民の生活の上にプラスとなって均霑するわけですが、それは国民の方へおりてこない。途中で利潤が吸収されておる。それが全く不適正な方向に処理されたりするということについては、これは国としても責任を持つて監視し、あるいはその処理についても適当な指導を与えるということは当然でないですか。自分のなわ張りでないからどうなつてもかまわぬというものではないと思うのです。そういうところから、えてして不正とか汚職とか、そういうものが起きると思うわけです。今回の乳製品の超過利潤の処理方針についても、内容を見ると四億六千万のうち、二億數千万というものは理由の立たないような形で処理されようとしているわけですね。こういう点は、大蔵省はさいぶが大きいから、何億円台のものは、これはどうなつてもかまわぬというほどおおらかな気持でやつておるわけではないと思います。これはいろいろあるのです。雑豆とか輸入自動車の場合には、先般も私が質問した通り、これはジエトロに何かそういう役割を与えておる。あるいは乳製品の

○水田国務大臣 内容が適正に処理されいくかどうか。これを厳重に国が監督するのは当然でございますが、それ以前にいろいろ問題がありまして、そういう形で一定のものに使われることがいいか悪いかは、これはこの種の措置が出てきたときに、常に財政当局と主管官庁でこれは問題になる事項でございまして、まあそのつど関係者の相談によって最後に適当な解決になるということになつておりますが、本来ならこれはひもつきになるべきものではなくて、国の収入になるものは収入として立てて、それにからんだ必要な施策は施策として別個に国が予算を計上してやるというようにも整理するのがほんとうだらうと思います。しかしこれはたとえばそういう超過金でなくとも、関税の問題でも石油関税を上げるといいますと、上げた分だけこれをエネルギーの総合対策に使うべきだ、これにひもをつけるという問題が主管官庁から出てきますが、これはひもをつける問題ではない。ただし政策的にそういうことを加味して、関税を上げるのだから、上げた金額に見合った施策費としてこれは国が支出するようになります。金額のめどとして、それを考え

○の折衝をやつておるのが実情でござります。もちろんそういう形で特定のものに使用されるときまつた以上は、この内容についてはほんとうに効果があるよう私どもとしては、十分これを精査するつもりであります。

○芳賀委員 財政当局は出すものは出すという態度でいけばいいのですけれども、出すものをしみたれに控えてしまふものであれば正月の棺おけでもいいというような格好でいくから、政府部内の実力者はそれぞれ知恵をばって、そういうひもつき財源を作れる、そういう弊害も生まれるとと思うのです。

そこで関税定率法の改正に関連して、附則の方で、特定物資輸入臨時措置法に基づく特別輸入利益を納付しておる品目については、これは別途に抜きとすることになつておりますが、現在特定物資輸入臨時措置法に基づく輸入指定品目というのは、大体どの程度の種類になつておりますか。

○稻益政府委員 現在この関係で残っております品目は、バナナ、バイナップルのカン詰、スジコだけであります。

○芳賀委員 次に、いろいろありますけれども、相続税の関係の中の贈与税

かるべきではないかといった観点から税率を設定するわけであります。そういたしますと、ただいまお話のございましたような、原則としては輸入を制限しておる、ほとんど輸入を認めないわけです。ただ国内の需給の関係から、臨機に緊急の輸入を行なうといつたようなものにつきましては、関税でその差益を吸収するという形をとりますよりも、もしその差益が放置できなら、ひつてあるならば、利金の多くを没収とまでは言えなくとも、そういうような関税に類するような措置を、こうやけであります。ただ國が是認しておるわけですね。ですから、その趣旨に基づいて積み立てられた超過利潤の処分等については、やはり国としても関心を持つて、それが適正に処分されたうふうかと、うことは見きつかる必要

場合には今言つたような状態です。それから砂糖については、今度は農林大臣が指導して、甘味資源振興資金管理会といふものを作らして、その中に十八億円を受け入れさせて、これを適正に使うとか、いろいろな受け入れ態勢を政府が指導してやっておるわけですが、内容が適正に処理されるか、されないかということは、十分今後内容を見きわめていくべきだと思ひますが、大蔵大臣はどうう考へをなさる。

るというようなことはやるというようなことで、これがひもつきになることやをやめるというようなことで、そういう問題は、今たくさんござりますので、私どもとしては、施策費として出すべきものは出す。国の歳入として受け入れるべきものは受け入れるというふうな整理をすることが私は財政としてはほんとうじゃないかと思って、こういう問題の起ころつど、いろいろわしづらうを考えと述べて、常に政府内部

○水田国務大臣 内容が適正に処理されいくかどうか。これを厳重に国が監督するのは当然でございますが、それ以前にいろいろ問題がありまして、そういう形で一定のものに使われることがいいか悪いかは、これはこの種の措置が出てきたときに、常に財政当局と主管官庁でこれは問題になる事項でございまして、まあそのつど関係者の相談によって最後に適当な解決になるということになつておりますが、本来ならこれはひもつきになるべきものではなくて、国の収入になるものは収入として立てて、それにからんだ必要な施策は施策として別個に国が予算を計上してやるというようにも整理するのがほんとうだらうと思います。しかしこれはたとえばそういう超過金でなくとも、関税の問題でも石油関税を上げるといいますと、上げた分だけこれをエネルギーの総合対策に使うべきだ、これにひもをつけるという問題が主管官庁から出てきますが、これはひもをつける問題ではない。ただし政策的にそういうことを加味して、関税を上げるのだから、上げた金額に見合った施策費としてこれは国が支出するようになります。金額のめどとして、それを考え

○の折衝をやつておるのが実情でござります。もちろんそういう形で特定のものに使用されるときまつた以上は、この内容についてはほんとうに効果があるよう私どもとしては、十分これを精査するつもりであります。

○芳賀委員 財政当局は出すものは出すという態度でいけばいいのですけれども、出すものをしみたれに控えてしまふものであれば正月の棺おけでもいいというような格好でいくから、政府部内の実力者はそれぞれ知恵をばって、そういうひもつき財源を作れる、そういう弊害も生まれるとと思うのです。

そこで関税定率法の改正に関連して、附則の方で、特定物資輸入臨時措置法に基づく特別輸入利益を納付しておる品目については、これは別途に抜きとすることになつておりますが、現在特定物資輸入臨時措置法に基づく輸入指定品目というのは、大体どの程度の種類になつておりますか。

○稻益政府委員 現在この関係で残っております品目は、バナナ、バイナップルのカン詰、スジコだけであります。

○芳賀委員 次に、いろいろありますけれども、相続税の関係の中の贈与税

の点について大蔵大臣にお尋ねをしておきたいと思うのであります。この中で特に農業関係の問題です。今の農村の実情、これは家族経営の形態であるわけですが、そうなると、家族従事者の中で長男はその家に残ることが建前としても、たとえば次男が農業に從事しておる。十年間とか十五年間同一経営の中に所属し働いて、一定の年命になつて配偶者を得て、今度はやはり同じ農業者として独立する、こういうことになる場合、その分家する次男に対して、従来の所有農地の一部を分け与えるということになる。これは相続税法から見ると贈与ということになるわけですね。そういう場合の取り扱いといふものは何ら、これは勘案はされていないのです。財産取得者が当該財産を取得した、そのときの時価によって財産評価を行なうということになるのであって、その分家として配分を受けた農地についても時価による評価といふことになると、これは非常に高額なものになるわけです。ですから、農地自体の評価方式についても、国税の場合と地方税の場合、これはいろいろ違つておられます。地方税の場合には、これは収益還元方式で農地等については評価をやる。國税の場合には取得時の時価ということになると、その評価の方法が全く違うわけです。ですから、こういうような日本の家族農業の形態の中から、永年同一経営体の中で努力して、賃金とか報酬に見合つ、そのかわりに土地の配分というものを受けることなのですから、純粹の意味の財産の贈与とはこれは異なると思うのです。こういう点が贈与税の賦課の場合においては従来何ら勘案されてきて

ないわけです。ですから、今後も政府としては農業基本法に基づいて家族經營による自立農家を育成するということが、おこなれば、この種の問題はやはりいつまでも問題として残るわけです。ですから農業上の分家による農地の贈与等の場合には、農地の評価方式あるいは基礎控除の問題とか税率の問題等に対しても、やはり政策的な考慮を加えお考えを持っておりますか。

○村山政府委員

ちょっと私から技術的なお答えを申し上げておきますが、御案内のように、現在は農家であります商人であります、相続財産

になるべきもの一部を途中で贈与があると、ある免税点がございますが、それ以上ものについては贈与税がかかります。と申しますのは、そういたしませんと、それだけ相続財産が減殺いたされます。相続財産については、遺産に対する額によりまして一定の累進税率を盛りまして、固定資産に関する評価を統一的にしようとしていることになります。もし生前に全部贈与してその分はほっておく、課税いたしませんと、相続財産に対する相続税を全部ゼロにすることが可能であるわけですね。ですから、そういう意味では農家の評価は国の立場でやつております。地

方は国定資産税の立場ですべてのもの

上げるというわけではございません。

税負担は税負担で、税率で調整すべき

であれば調整すべきである。ただ評価

が不統一だということになりますと、

課税上の負担のアンバランスを来たす

ということで、この評価という問題が

生前における財産の贈与ということであ

れれば調整すべきである。ただ評価

が不統一だということになりますと、

現在論ぜられて、三十九年から実施す

る予定になつておるのでございます。

課税上の負担のアンバランスを来たす

という問題で、この評価という問題が

生前における財産の贈与ということであ

れれば調整すべきである。ただ評価

が不統一だということになりますと、

課税上の負担のアンバランスを来たす

という問題で、この評価という問題が

○芳賀委員 これは農家と非農家の問題を論じておるのではないのです。特に農地という問題を、これを基礎にして、この場合の贈与について実情がこうなっておるのだからして、これは重大な問題として検討すべきでないかと。いうことを問題提起の形で私は申しておるのでですが、これは時間の関係でここで結論をすぐ出すわけにいかぬわけですが、資料を要求しますが、地価による評価方式ですね。これは全国地域によっていろいろ違いますが、全国を主要な地域に分けて、たとえば畠地とか、これを田とかそういうふうに地目を区分して、大体現在までの行なった評価の基準はどういうことになつておるかという点に対する資料をお出し願いたいと思います。

それから最後に時間がありませんから所得税関係について申し上げます。が、これも全般について論ずれば數日かかる問題です。やはり農業に一つの事例を持つわけですが、あわせて個人事業税の問題ですが、一体専従者控除の場合も青色申告の場合には控除額には変更はないが、年令的に青色の十二万円を今度は二十才以上というふうに是正されたわけです。そういうことをすることは、しないよりはいいわけで、が、ここに問題になるのは青色申告と白色申告の取り扱い上の差がある。青色申告ができることになつておるにとかわらずしないから、お前はどうなんだということできめつけければこれでは別ですけれども、これは法人税の場

合にも所得税の場合にも、青色申告ができるということになつており、行なえば、利点があることは、これは国民党が理解しておるが、なおやらない人々がおるわけですね。ですから個人事業所得の納税対象者の中では、大体青色申告を行なつておるが、この改正の場合にも、大体青色申告だけに重点を置いて白色申告者の実数は大体どのくらいになつておるかという点ですね。これを御説明願いたいとのと、今回の改正の場合にも、青色申告だけに重点を置いて白色申告の場合には現行通りということになつておるのであるか、これはやはり専従者控除に限つてこれを見た場合はやはり青色と同様に白色申告の場合にも専従者控除については当然引き上げ措置を行なうべきであったと思いますが、これをどうしてやらなかつたかといふ点ですね。青色申告の場合には専従者控除だけが利点ではないわけですね。その他のいろいろあるわけです。たとえば損金に対する繰り越し制度等もあるし、あるいは固定資産等の償却を認めることもあるという点もあるので、これは非常に利点が多いわけですからして、現地へ行けば非常に所得の低い白色申告を行なつておる人が税額が高く、そして青色申告の人がむしろ税から除外されてしまうという矛盾がたくさんあるわけです。ですからせめて専従者控除くらいは白色であつても青色であつても同様にするくらいの措置というものは、これは当然必要だと思うのです。白色の場合であつても専従者であるようよつて専従者であるかどうかという判断の根拠というものを明らかにしてこれが白色の場合にも専従者である。青

専従者であるということが政府の側において認定される場合においては、これはやはり同様に所得税の場合においても、道府県税の専従者控除の場合においても、同列に扱うのが当然だと私もは考えるわけであります。これに対する大蔵大臣の所見を伺いたいと思います。

○村山政委員 非常にむずかしい問題でございまして、昨年も青色申告制度の専従者控除の拡充、あるいは白色申告についての一連の専従者控除を創設しました際に、当委員会でも非常に論議されたのであります。その当時もそうでございましたが、個人は法人と違いまして、人格の主体事業の経営主体が個人でございます。従いまして個人にはどうしてもその企業に属する会計と、それから生計に属する会計といふものが概念上考えられるわけであります。そこで所得税法上経費になる性質のものは言うまでもなく事業に属する経費であるわけであります。そこでたとえば、家族が従事しております、こういう場合に、青色申告制度は事業会計を分離して下さい、それでそこの専従者に幾ら事業負担として現に給与をお払いになっておりますか、その事跡を明確にすれば、それは家計と事業会計が分離されたのだから、当然税法でもその点は損金と言えましょう。

ただここは法人と違いますのは、法人は法的にも経営主体は法人であるわけでありますから、その個人の場合ばかりに分離をしたとしても、経営主体があくまで個人でありまして、実際問題としてはかなりその限界があいまいだというところから、最高限については法人と違いますのは、規定をしておるわけでございます。もつとも同族法人

につきましては、一方不当だと思え
ば、あまりにも多額だと思えばこれは
否認し得る規定はあります。白色申告
につきましてはそのことを要求してい
ないわけであります。だれでも青色申
告になりますが、青色申告にどうして
も会計上できないという場合、これは
一体その金を出したというときに、そ
の金は事業負担として給与に属すべき
ものなりや、あるいは家計会計の中に
おいて、生計の中において、扶養親族
に対する扶養義務の遂行として観念さ
れるべきであるか、こういう非常にむ
ずかしい問題があるわけであります。
それが今日まで非常に論議されたわけ
であります。しかし全体といたしまし
て今後企業と会計は分離していく方向
になるであろうという将来の方向を見
きわめまして、この前一律七万円とし
たわけであります。ただその場合はは
きり書いてありますのは、給与として
出すと出さぬとにかくらず、七万円
引く。こういうところでございまし
て、従いまして、根本思想において青
色申告の専従者控除というものと、そ
れから白色の専従者控除というもの
は、基本思想において違つておるわけ
であります。一方は現に出したという
事実がなければならぬ。一方は出さな
くともよろしうございます。どうせ
生計と事業の分離ができるのだから
ら、できないとおっしゃるのでですか
ら、だから一律に引きましょうといつ
て七万円やっておるわけであります。
それから今の白色と青色の率がど
くらいになつておるかということであ
りますが、全体で言いますと、大体の記
憶でございますが、現在青色の比率がだ
んだん高まって参りまして、五〇%をこ

えては非常に少なくて、おそらく一、二、三倍程度になおとどまつておるであろうといふふうに考えておるわけであります。それから先ほど私ちよつと説解して別の角度からお答えしたわけであります。が、農家の分家の問題であります。ここが非常にむずかしいわけでございまして、もとよりその人の固有財産、次男である人の固有財産については、これは相続税の対象になるべき筋合いのものではないと思います。ただそれは被相続人あるいは長男あるいはお父さんの名義になっておる財産ではあるが、その財産の形成について、家族従事者として貢献した、こういうお話を思うわけでございます。これは現在まさにそのことは所得についても同じことが言えるわけでございまして、所得はだれに帰属するかというところの問題でございます。この問題につきましては、非常にむずかしい問題でございまして、通常、資産所得につきましては、その名義者、私法上の権利の所有者がその利益も享受する。ところで事業所得になりますと、だれが經營者かという問題でございます。手伝つておる人はそれについて報酬をもらうといふこともございましょう。その報酬の中から固有財産を形成する問題もあるかと思うのです。おっしゃる点は、その被相続人あるいはお父さんの財産にはなつておるが、その財産の貢献の度合いというものを考えて引いたらどうかという問題だらうと思うのでござります。そこが非常にむずかしい問題でございまして、私法につながる問題なものですから、現在のところ、先ほど申し上げましたような二十万という控

収の中から、何多かを地方税に譲り、
たというような筋合のものではなく
て、所得税法の改正によって減税も一部
行なわれる。地方税については、増税
が行なわれた。しかしその地方税の増
税分と所得税の減税分を差引すれば、
これは總体においては増税になりませ
んという程度であれば、これは理解がで
きますが、いかにも所得税の中から一
部を地方税に譲りましたというよう
な、そういう間違った宣伝をされると
非常に影響するところ甚大ですから、
こういう誤まりのあるから宣伝だけは
政府としても厳重に慎むべきである
ということを、良心的な大蔵大臣に一
応警告しておきたいと思います。今後
はこういうことは慎んでもらいたい
と思いますがいかがでしょう。

界というものは、いわば少数の近代的大企業と、きわめて多数の前近代的産業が併存いたしてゐると思うのであります。そしてその経済界の中において、市場獲得のために激しいつばぜり合いをいたしておるわけでございます。そこでまたもう一つ特殊な事情があると申しますのは、いわゆる酒同法と申しまして、基準価格制度のもとにいて末端の価格といふものは、非常にコストの低い大企業から生産される商品も、まことに前近代的な、コストの高い中小メーカーから生産される商品も大体同じような価格で販売されなければならない、こういう状態にあるわけでありまして、その帰結するところは言わずもがな、常に大企業が優位いたしております。なほ現の経済組織のもとにおきましては、個人の創意、工夫、自由、こういったものを傷つけない範囲において、やはりそれぞれの企業間における格差を縮小していくというのが、近代政治の大前提でなければならぬと思います。なるほど現在の経済組織のもとにおいては、個別の創意、工夫、自由、こういったものを傷つけない範囲において、やはりそれぞれの企業間における格差を縮小していくというのを、なほ現の経済組織のもとにおいては、個別の創意、工夫、自由、こういったものを傷つけない範囲において、やはりそれぞれの企業間における格差を縮小していくのが、近代政治の大前提でなければならぬと思います。ここに最近農業基本法と相関連して、中小企業基本法の制定が急がれている原因があろうと思うのですが、また特に酒類製造関係におきましては、約三千億になんなんとする税金を納めていると、いうこの事実もまたわれわれは忘れてはならない。従つて、そのような状況におきまして、特殊な状況における中小企業問題として、以下大臣に質問を

酒税関係の事業について試みたいと思うのであります。

まず私は第一点は、酒類製造業者に對する金融の対策でござります。先ほど申しましたように、大多数、すなわち約八八%になんなんとするものが一千石以下の中小メーカーでございますが、最近御承知のように製造石数が急激に増加いたしている反面、いわゆる産業の地方分散、こういったこともだんだん施策が浸透いたしまして、酒造業者、特に清酒業者あたりが雇用いたします季節労務者の救入難ということなどで非常にコストが高くなっている、これではいけないというので、いわゆる設備の近代化、能率化のために、金融の措置をしなければならぬということは、すでに先年の当委員会におきまして、与野党あけて強い要求があつた。その要求にこたえて、すでに国税局では国税庁長官の名のもとに、昭和三十六年二月六日と思いますが、中小企業庁の長官あてに事こまかくいろいろ実情をよく把握されまして、中小企業金融に対しては、特に、酒類製造業を中小企業振興資金助成法による設備近代化資金の貸付対象に指定することについてという、中小企業庁長官あてに国税庁長官から書類が出されていてござります。ところが聞くところによりますと、同じ大蔵省の主計局におきまして、三十七年度の予算の査定においてこれがオミットされていい、こういった状況であるわけでございますが、私は、同じ大臣のもとでこのような施策のちぐはぐ、しかも国会を代表し、大蔵常任委員会は満場一致の意思表示がされているこの酒類製造業者に対する金融措置というものが依

然として前進を見ないということは、まことに遺憾であると思うのでございまます。これについて大蔵大臣の御所見を承りたいと思うのであります。

○**水田国務大臣** 御承知のように、まだこの問題は今のところ解決しておりません。これはいろいろ理由がございまして、確かに中小業者の金融について考えなければならぬところはございますが、しかし酒業者につきましては、他の産業と比べて割合に金融の問題は今までうまくいっている業界でございます。ただ昨年のような事情で、離地方について起こつたあいう問題については、そのつど特別に対処する方法を私どもはとつておりますが、全般的にこれを指定の中へ加えるかといふことについては、いろいろ部内にも議論がありまして今日まで解決してはおりませんが、方向としては、私どもはやはりある程度の考慮をすべきものじやないかというふうに今考えております。

されおる。ところが同じ大蔵省の中
で、主計局はこれはいけない、こうい
うふうなことになつておる。この行政
のちぐはぐに對しては、大蔵大臣が英
断を持って一つ決断を下してもらいた
い。このように特にお願ひを申し上げ
ておきたいと思うのであります。

同時に、この助成近代化資金の問題
のみならず、日本開発銀行の地方ワク
が開設されたことは、去年からわれわ
れも承知いたしておりますが、このよ
うな開発銀行からの融資の道を酒造業
者に開くこと、あるいはまた中小企業
金融公庫、これは私はまさに打つてつ
けな金融機関ではないかと思うのであ
りますが、こういったことについても
積極的な対策を一つお考えをいただき
たい。きょうあらためて大臣に善処方
をお願い申し上げ、次回にまたかかる
べく御回答を賜りたいと思うのであり
ます。

次に、最近私が入手した資料により
ますと、ドイツのビール税法を見ます
と、大企業から作り出されたビールに
対する課税と、中小メーカーから作り
出されたビールに対する課税とは、非
常に累進的になつておる。いわゆる企
業課税的な性格を消費課税の中に織り
込んでおります。従つて、そういう配
慮によつて大企業が作り出す商品とい
うものと、中小メーカーが作り出す商
品というものが、商品市場において同
じ立場で競争のできるよう配慮がな
されておるようございますが、私
は、特に先ほど申しましたように、零
細な中小企業の占める清酒業者である
とか、あるいはまた鹿児島あたりには
よくござりますが、じょうちゅうとい

た方面的の規模の小さい企業に對して、企業課税的な意味を織り込んだ消費課税に酒税法を改める、こういった方向に向かって研究願いたいと思うのですが、これに対しても大蔵大臣の御所見を承りたいと思うのであります。

○木田国務大臣 私は、銘柄によつて
値段が違うということによつて、実際
的には、ある程度そういう面の調整が
とれているのではないかと思つております
が、これはまだ今まで全然こうい
う方向の研究はあまりしておりません
ので、今後は研究しようと思つております。

○**蘿井委員** 次に、特に酒造業界における大企業と中小企業との問題として注意を払わなければならぬ問題は、合成酒とのせり合いの問題であろうかと思うのであります。この点について私は、御承知のごとく、去年合成酒業界から一応名称の変更と、それから合成酒に使用する米の限度引き上げについて陳情がございまして、業界が大へんな騒ぎになったことは、われわれの記憶に新たなものがあるうと思うのであります。こういった問題については一応のビリオドと申しましようか、線が引かれたように思ひわけでございますけれども、事は零細中小企業者である清酒業者に重大な関係を及ぼす問題だけに、一応大蔵大臣の御所見を承りたいと思います。

○**水田国務大臣** ビリオドが打たれたわけではございません。問題は御承知のようなことで、これはいろいろ消費者の立場もからみ合つての問題もござりますので、そう簡単に結論をつけられることはないと存じます。

年、早急な結論をつけることを見合わせて、もう少しじっくりこれは検討したいということになっている問題でございまして、今後とも引き続いてこの問題の検討はまつもりでございます。
○藤井委員 この問題は、やや技術的な問題も含まれておるのであろうと思しますから、これは後刻に譲りまして、今大臣は非常にこの問題は消費者にも大きな影響があるという御答弁でありますので、ここに私は酒税法の規定について質問をいたしたいと思うのであります。

おきましては、酒類の区別の上で清酒に使用するアルコール、ブドウ糖等は米の重量をこえではならない旨が法律という形においてきめられておりことは御承知の通りであります。これに反しまして、合成酒の米使用限度の規定は、酒税法の第三条第四号で政令に譲られておることも、これまたわれわれ

に、清酒の方は立法事項、合成酒の方は政令にゆだねておるというふうなちぐはぐは、きわめて不適当であろうかと思うのであります。これに対しては冒頭で述べましたごとく、大蔵大臣の政治判断を下していくいただきたい。このように思うわけでございまして、これに対する大臣の御所見を承りたいと思うのであります。

○水田国務大臣 消費者の立場から見ましたら、若干米の使用割合が増加して、味のいい酒を望むという問題はあらうかと思います。しかし、御承知のように問題は、大企業と中小企業との

○藤井委員 その方向は今ちょっと話題でございまして、簡単に處理できぬむずかしい問題を持っておりますので、そこで私どもは、当分この問題に結論を与えないで検討しようという態度をとつておるわけでござります。大体その辺で御了解を願いたいと思います。

れは逃げ口上にすぎないというふうに私は思われるを得ない。従つてもう一度はつきりした御答弁をお願いいたしたいと思うのであります。

○本田国務大臣 逃げ口上ではございませんで、大体方向はもう御了解できただろうと申したわけでございます。

○藤井委員 だから私が解釈したような、すなわち国民の権利義務に重大な影響がある、すなわちこの酒類製造業者関係の税金にもいろいろ大きく影響をする問題、あるいはまだまかり間違えば罰則も受ける、こういったことにも関連をする、あつさて消費者大衆から

大きな影響がある、こういった問題は同じように法律事項に持っていくべきだという考え方を私は持っておりますが、私の考え方には大臣は——大体と私はあえて前提を申しましよう。大体御了解であるか、方向が一致しておるかということについて一つ御答弁をお願い申し上げたいと思うのであります。

ではございませんが、今回の場合は別にこれをそろえるということにはしておりません。清酒の方は法律をさわっておりませんし、合成酒の方は政令で規定するということで、立場は区別されておりますが、これは同じ立場にすることは一向差しつかえございません。

本来の姿は、合成酒は米を使わない、こういったこと。同時にまた清酒はブドー糖やアルコールを入れない、これが私は本来の姿ではないかと思うのですがござります。従つてそういう方向に向かつて、すなわち現在清酒に対してもドー糖やあるいはアルコールを使っておる量を漸次低めるという方向、反面合成酒に対しては米を使う量を漸減する、こういった方向が好ましい姿であるといふことが、酒の沿革から考えてまず第一に考えたい。第二番目は、えらい話が飛躍いたしますけれども、将来日本の農業技術の進歩改良によりまして、米の自給ということはおそらく時間の問題でございましょう。同時にまた日本は東南アジアとの経済協力といつた面から考えますと、東南アジア方面で作られる米の輸入といふことも、場合によつてある程度考へなければならぬ。こういう事態を想定いたしまして、古来から伝わつた技術を生かし、大いに日本酒を作るという方向にどんどん行く場合に、できるだけ米を使うということが、今のような東南アジア経済協力というような将来の面から考へても一つ必要ではないか。特に大臣の政治判断を求めたいわけですがござりますが、これに対する御答弁を承りたい。

○水田國務大臣 私は、あながちそうばかりはきめつけられないと思つています。酒に対しては確かに沿革的な問題はござりますが、これに対する御答弁でござりますが、これに対する御答弁を承りたい。

○水田國務大臣 私は、あながちそうばかりはきめつけられないと思つています。酒に対しては確かに沿革的な問題はござりますが、これに対する御答弁を承りたい。

あつて、今の問題は中小企業家の現在のあり方から見まして、これの売れ行きを悪くしてこれを苦しめるという事態が起ることを避けなければならぬ、大企業と中小企業とのいろいろな問題から、どういう保護的な措置をとらなければならぬかというところにむしろ問題があるのでございまして、将来の酒以外はどうこうという問題は理論的には考へられない問題で、これにははつきり区別してかかるべき問題だと私は思つております。

○藤井委員 今の御答弁ははつきりした大臣の御答弁であります。私が多少言葉が足らなかつたわけであります。が、その本来の姿はこういうものであるという前提のもとに、やはり持ち味を生かすという考え方と同時に、この合成酒が作られたいきさつなりあるいはまた酒に戦時中食糧の不足、戦後のいろいろな状態これにアルコールやブドー糖を使ったという、こういった沿革を考えれば、これは一縁の姿に近づけていくような考え方よりも、せいいぜいそういうものは差し控えた上で、しかも米はどんどんとれてくる、しかもそれが、やはり漸減ということを理想の姿にした方がいいんではないか、なるほどそれはいろいろ特殊な領域において酒を作るということも必要であり、何とも米だけの酒じゃない。すでにそんなことは大臣から聞かなくても、ウイスキーもあればいろいろありますから、いろいろな方法があるのでございましょうけれども、私は、瑞穂の国に生まれた日本人としては、やはり酒といふものは、神代の時代から作られ、お

みきを上がらない何とかはないということになつておりますので、やはり日本酒については、米を原料にし、せいぜいその米を使う量を少なくするよう方向に向かつては、それこそ慎重な態度で対処してもらいたい、こういつた意味で申し上げたわけでござりますので、その点一つお含みを願いたいと思うであります。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○小川委員長 次会は来たる二十三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会